

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月29日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約12,017億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
70億オーストラリア・ドル(約6,444億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,739億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約4,513億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注2) 米ドル、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成27年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.17円、1豪ドル=92.06円、1加ドル=94.78円および1NZドル=90.25円)による。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(NIKKO MONEY MARKET FUND)(以下「トラスト」という。)

「日興外貨MMF」または「外貨建てMMF」と呼称することがある。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」、オーストラリア・ドル・ポートフォリオを「豪ドルMMF」、「ニッコウ豪ドルMMF」、「日興豪ドルMMF」、カナダ・ドル・ポートフォリオを「カナダ・ドルMMF」、「加ドルMMF」、「ニッコウ・カナダ・ドルMMF」、「日興カナダ・ドルMMF」、「ニッコウ加ドルMMF」、「日興加ドルMMF」、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオを「ニュージーランド・ドルMMF」、「NZドルMMF」、「ニッコウ・ニュージーランド・ドルMMF」、「日興ニュージーランド・ドルMMF」、「ニッコウNZドルMMF」、「日興NZドルMMF」等と呼称することがある。

ファンド証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

() USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約12,017億円)を上限とする。

() オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

70億豪ドル(約6,444億円)を上限とする。

() カナダ・ドル・ポートフォリオ

50億カナダ・ドル(約4,739億円)を上限とする。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

50億ニュージーランド・ドル(約4,513億円)を上限とする。

- (注1) 円貨換算は便宜上、平成27年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.17円、1豪ドル=92.06円、1加ドル=94.78円および1NZドル=90.25円)による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。
- (注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

各申込みが受領された営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格とする。(ただし、通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1加セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセントである。)

なお、発行価格に関する照会先は、下記(8)申込取扱場所に同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はない。

(6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

なお、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「販売会社」という。

(7) 【申込期間】

平成27年5月30日(土曜日)から平成28年5月31日(火曜日)まで

(注1) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(注2) ファンドは、米国の市民、居住者、法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

S M B C日興証券株式会社(代行協会員)

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

(9) 【払込期日】

申込日の翌営業日

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所に同じ。

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合は加ドル、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合はNZドルで払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

- (a) 各販売会社は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻に関する契約に基づきファンド証券の募集を行う。
- (b) 販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文、買戻および転換請求を管理会社へ取次ぐ。
- (c) 管理会社はS M B C日興証券株式会社を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売・買戻取扱会社(以下、販売会社と合わせて「販売取扱会社」という。)に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込等により行うものとする。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで払込まれる。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、アメリカ合衆国を除く海外でファンド証券の販売を行うことがある。ただし、管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

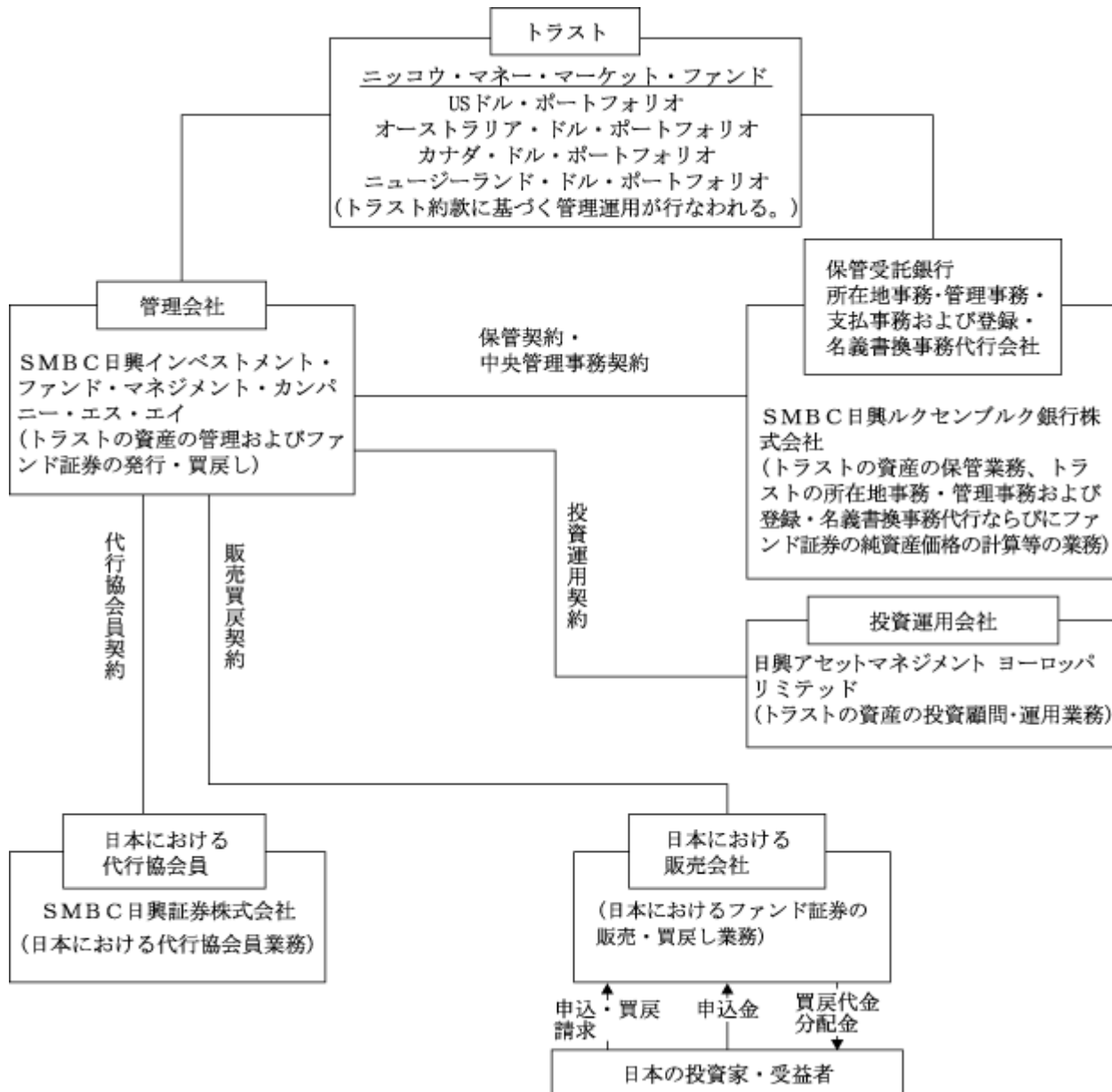
トラストは、ルクセンブルグにおいて設立され、投資信託に関する2010年12月17日法のパート の投資信託としての資格を有する投資信託の公式リストに登録されており、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)第1条第39項に規定された範囲におけるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者として、管理会社を任命した。

(2) 【ファンドの沿革】

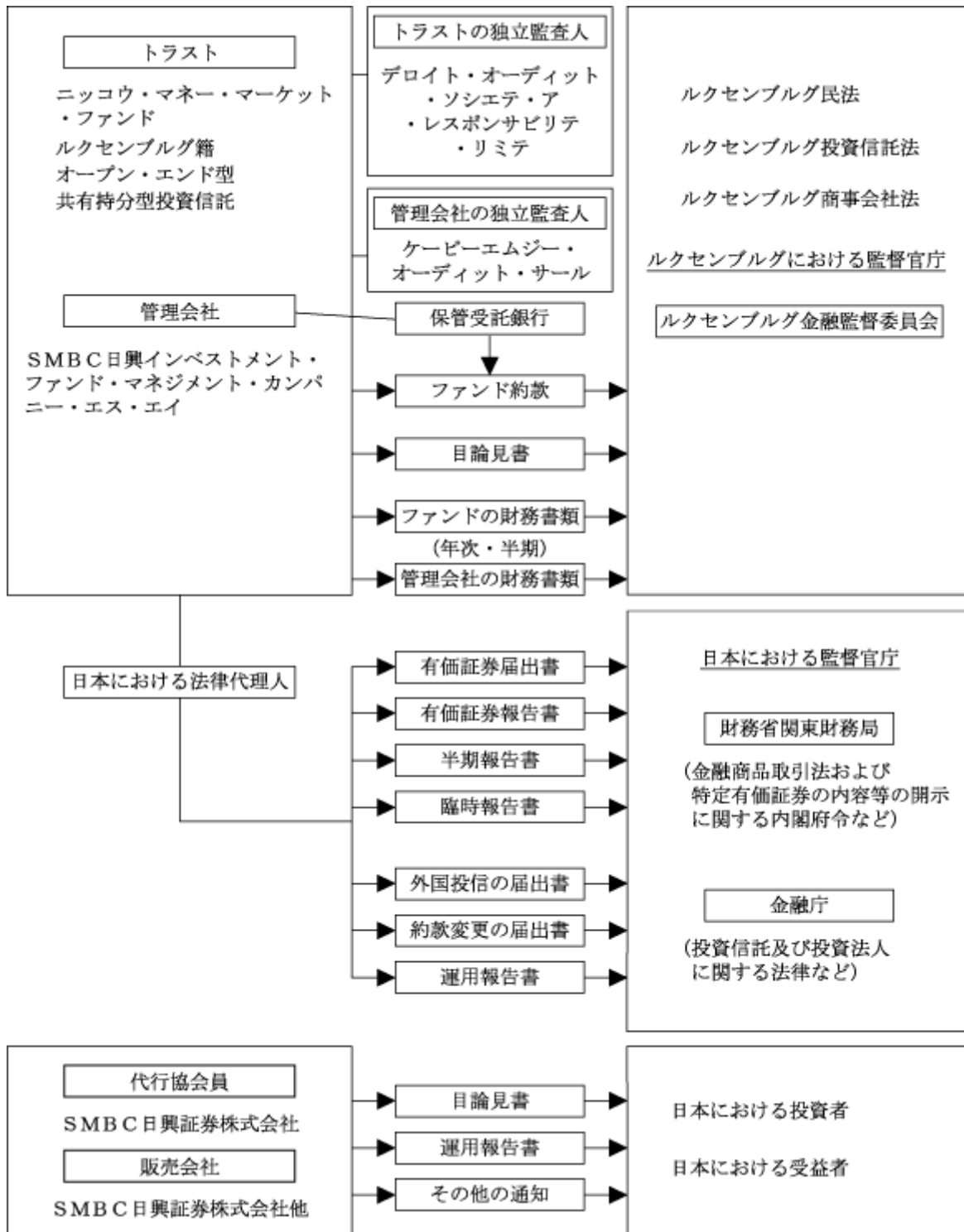
1990年8月9日	ユーロ・インデックス・ファンド・マネジメント・エス・エーの名称で管理会社設立
1990年12月14日	管理会社の定款変更および名称をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・エス・エーに変更
1992年1月13日	マネー・マーケット・ファンド(USドル)約款効力発生
1992年1月17日	トラストの運用開始
1992年2月27日	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(現管理会社)設立
1996年1月1日	トラストの約款変更効力発生
1996年1月1日	管理会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・エス・エーからトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(1992年2月27日設立)に変更
1996年1月1日	投資顧問会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・アドバイザーズからニッコウ・キャピタル・マネジメント(UK)リミテッドに変更
1996年5月30日	トラストの約款変更効力発生
1998年7月17日	アンブレラ・ファンドへの組織変更のための約款変更効力発生
1998年8月3日	アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
1998年10月12日	トラストの約款変更効力発生
1999年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2000年11月5日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月28日	トラストの約款変更効力発生
2003年8月23日	トラストの約款変更効力発生
2007年2月15日	トラストの約款変更効力発生
2011年4月1日	管理会社名をトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイからS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更
2011年7月1日	トラストの約款変更効力発生
2012年12月6日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2014年9月30日	トラストの約款変更効力発生
2015年5月29日	トラストの約款変更効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



ファンドの仕組み～準拠法・規制法と書類関係～



2015年4月末日現在

管理会社とトラストの関係法人との契約関係

トラスト運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	トラスト改正約款(2015年5月29日効力発生)
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラストの資産の保管業務。(注1) 2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された中央管理事務契約(注2)に基づくファンド証券の登録・名義書換、純資産価格の計算および記録の維持等の業務。
投資運用会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	2014年7月17日付管理会社と当会社との間で締結された投資運用契約(注3)に基づく、トラストに関する投資運用業務。
日本における代行協会員	S M B C日興証券株式会社	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(改正済)(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
日本における販売会社	「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」参照のこと。	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務。

(注1) 保管契約とは、トラスト約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラストの資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

(注2) 中央管理事務契約とは、管理会社によって任命された所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってトラストの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および本書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
設立準拠法	<p>管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立され、その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2014年4月22日に修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9Aである。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。管理会社は、2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。 ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。 <p>管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。</p>
事業の目的	<p>管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(2010年法第125 - 2条に規定された範囲内の)投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってオルタナティブ投資ファンド運用者として行為する。管理会社は、ルクセンブルグの法律および規則、特に、2010年法の規定および2013年法の規定に定める制限の範囲内で、直接的または間接的に、その管理するファンドの目的の達成に有益かつ必要なあらゆる活動を行うことができる。</p> <p>管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。管理会社は、トラストおよび受益者に代わって、有価証券の購入、販売、申込みおよび取引を含む運営および管理を行うことができ、トラストの資産に直接的または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。</p>
資本金の額	<p>2015年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、5,446,220ユーロ(約7億975万円)で、全額払込済である。1株20ユーロ(約2,606円)で記名株式272,311株を発行済である。</p> <p>(注)ユーロの円貨換算は、2015年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 130.32円)による。</p>
沿革	1992年2月27日：設立
大株主の状況	2015年3月末日現在、大株主は、ルクセンブルグL-2557、ロベルトシュトゥンパー通り9AのS M B C日興ルクセンブルグ銀行株式会社(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)で、発行済株式全株を所有している。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

ニコウ・マネー・マーケット・ファンド(Nikko Money Market Fund)

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律および2010年法パート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)との間の契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも、管理会社により、純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じて買戻される仕組みとなっている。トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)の意味する範囲におけるAIFとしての資格を有している。トラストは、AIFMとして、管理会社を任命した。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)が決定する投資方針に従い、別々に投資される。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做される。

USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。

準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの法律である。

また、トラストは、ルクセンブルグ投信法、2013年法、勅令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector)(以下「CSSF」という。)の通達等の規則に従っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会(「CSSF」)に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、第11(6)「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ(Deloitte Audit, Société à responsabilité limitée)である。さらに、ファンドは、1997年6月13日付IML通達97/136(直近では2008年4月17日付CSSF通達08/348により改正済)に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書、未監査半期報告書および過去の運用実績は、管理会社、保管受託銀行およびいずれかの支払事務代行会社の登録上の事務所において、受益者は無料でこれを入手することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度(その変更を含む。)ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。各ファンドの受益証券の日々の純資産価格および評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社および保管受託銀行の事務所において公表される。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(メモリアル)に公告される。

個別の受益者に対する優先的な取扱いは、認められるものではない。受益者の権利は、目論見書および約款に記載されるとおりである。

2013年法により義務付けられ、かつルクセンブルグの目論見書において開示されない限り、2013年法第21条および適用ある規則により要求される情報の一部が、財務書類により、受益者に対して定期的に提供され、重要性の根拠が示された場合または適用ある規則により要求された場合は受益者に対して通知される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

上記に加え、受益者は、管理会社に請求することにより以下の情報を入手することができる。

- ファンドがレバレッジを利用することができる状況およびレバレッジの利用に伴うリスク
- ファンドが投資戦略または投資方針を変更する際の手続きの説明
- AIFMとしての管理会社が、専門家責任リスクに関する2013年法第8条第7項の要件を如何に遵守しているかの説明

- リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が採用しているリスク管理体制
- 流動性リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が使用している方法の説明
- AIFMとしての管理会社が、受益者の公平な取扱いを如何に確保しているかの説明

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、トラスト受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と合併しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知っている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のトラストの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知っている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ・アドレス <http://www.smbcnikko.co.jp/>

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

(b) 欧州連合(以下「EU」という。)加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件(改正済)に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

トラストは、パート UCIの投資信託として設定されており、受益証券は、欧州連合加盟国では公衆に対して販売されない。2010年法第88 - 1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」という。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有している。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保障するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらにこれらの投資信託は、CSSFにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければならない。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびCSSFに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消される。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、CSSFおよびルクセンブルグの法律により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶される。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託についてはルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算される。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止される。

目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請書に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全、または不正確であると判断した場合には、その旨を中央銀行に報告する義務を負う。監査人は、CSSFが要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をCSSFに提出しなければならない。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

USドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書だけに投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社がその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社がその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみに投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

管理会社が決定するファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、CSSFから当該重大な変更に係る承認を受けた後にルクセンブルグの目論見書に組み込まれる。

(2) 【投資対象】

USドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の米ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、米ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を米ドルに対してヘッジすることができる。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の豪ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、豪ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を豪ドルに対してヘッジすることができる。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の加ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、加ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を加ドルに対してヘッジすることができる。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等のNZドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、NZドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象をNZドルに対してヘッジすることができる。

(3) 【運用体制】

管理会社は、約款第6条「投資制限」に規定された制限に従い、受益者のために、有価証券の売買、応募、交換および受領ならびにトラストの資産に直接または間接に付随する一切の権利の行使等、トラストを管理、運用する最大の権限を付与されている。

管理会社の取締役会は、約款第6条「投資制限」に規定された制限内でトラストの投資方針を決定する。

管理会社の取締役会は、投資方針の遂行ならびにトラストの資産の管理および運用を行うために、ジェネラル・マネージャー1名もしくはマネージャー数名および管理業務代行者数名を任命することができる。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資について、投資運用者として行為するファンドの投資運用会社に、ポートフォリオ運用を委任している。投資運用会社は、ファンドの資産の日々の運用に責任を負う。

具体的な投資運用体制は以下のとおりである。

運用チームの運用体制

10年超にわたってこれらのファンドを運用しているシニア・インベストメント・スタッフを中核とするチームによりファンドの運用が行われ、これをさらにアナリストとディーラーを含むインベストメント・スタッフが運用のサポートをしている。運用チームは投資管理チームおよびリスク・アンド・パフォーマンス・チームにより補佐されている。

意思決定プロセス

ポートフォリオの構成を決定するにあたって、意思決定プロセスは四つの明確なステージから構成されている。

第一段階として、ポートフォリオ・マネージャーは包括的なマーケット分析を行う。ファンダメンタルの分析により、ポートフォリオ・マネージャーは異なるマーケットの金利動向の見通しを立てる。その後どの満期のものに投資するかを決定するためにマネー・マーケットのイールド・カーブの形状を分析する。

第二段階として、ポートフォリオ・マネージャーは決定された満期分析に沿って個々の証券を選択して最終的なポートフォリオ構成を決定する。これはファンドの信用ガイドラインの範囲で、数百の銘柄の徹底的な評価と最も魅力的な利回りを有する銘柄を特定することにより達成される。

第三段階として、チームは、ファンドの目的に従って厳しいリスク管理を適用する。証券の購入にあたっては、2つの主要なリスク、即ち金利リスクおよび信用リスクに常に十分注意する。

最終段階として、すべてのポートフォリオの特性についての定期的なレビューを含むポートフォリオの継続的な監視を、独立したリスク・アンド・パフォーマンス・チームが行う。その結果は、運用チームおよびシニア・マネジメントならびにグローバル・ヘッド・オブ・リスクおよびグローバル・チーフ・インベストメント・オフィサーにも伝えられる。

職務および権限

2名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーがシニア・ディーラーとともにファンドの運用について直接責任を負う。彼らは、ヘッド・オブ・フィクスト・インカムにより監督される。

チーム構成員のうち3名は、ポートフォリオに含まれる全ての債券を評価しレビューするために定期的に招集される日興アセットマネジメントグループのグローバル・クレジット・コミッティに所属している。

会議

ポートフォリオの特性とポジショニングをレビューするため投資チーム内の公式会議が定期的に行われる。すべてのファンドのパフォーマンスのレビューは、毎月別途行われる。両会議ともヘッド・オブ・フィクスト・インカムが出席する。

（注）上記の運用体制は、平成27年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言することを意図している。日々の分配金は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで表示され、1口当たり米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)は当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と日本における各販売会社との間の契約に基づいて日本における各販売会社が取り扱う。ファンド証券の買戻しの場合に買戻代金とともに発生済・未払いの分配金が支払われる以外に、現金による分配金支払いは行われぬ。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たり純資産価格を1米セント、1豪セント、1加セントまたは1NZセントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回ることとなるような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に徴収されなかった分配金については、その受領権は消滅し、当該ファンドに帰属する。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

管理会社またはその代理人はファンドの資産の運用にあたり、トラスト約款に規定されているとおり、以下の制限を遵守する。

(1) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、ファンドのためにかかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(2) 管理会社は、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他の投資信託とあわせて15%を超えて保有することとなる場合、ファンドのためにかかる有価証券に投資できない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(3) 管理会社は、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、ファンドのためにかかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資する場合、ファンドの投資資産に、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資運用報酬は課されない。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。

(4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他の投資信託のため、支配または経営を目的として投資しない。

(5) 管理会社は証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けられることができる。)。また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。

(6) 管理会社は、ファンドのために不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。

(7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令およびトラストの約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。

(8) 管理会社は、ファンドのためにいかなる者へも貸付けをしない。ただし、かかる制限において、債券、債務証書またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマーシャル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証書、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

(9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは暫定的にのみ行うことができる。

(10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限はOECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。また本制限は恒常的に流通する金融市場証書には適用されない。

- (11)管理会社は、ファンドのために他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12)管理会社は、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 -) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを売却することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない。)。
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを売却することができる。
- (13)管理会社は、一定の条件下で為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができる。
- a) これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ファンドのためにこれらの取引に習熟している格付の高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。
- b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。
- (14)管理会社は、ファンドのために金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
- a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。
- b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンドの資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。

管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された) 経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。

管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、トラスト約款で定められた規則の範囲内で行われる(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間の取引を除き、ファンドのために有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証書の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

ルクセンブルグの適用法令(ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、またはCSSFの施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用されるCSSF通達08/356の規定(各々改正済))により許容される最大限の範囲および当該法令の規定限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約(現先契約)および逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引を行うことができる。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のCSSF通達セクションI.C.aに記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつAAA格相当の格付を付与されているマネー・マーケット・ファンドが発行する投資証券または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)2008年2月8日付のルクセンブルグにおける規制により定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本もしくは米国またはこれらの地方自治体、またはEU規模、地域規模もしくは世界規模の国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆買戻し条件付契約(逆現先契約)取引に対し、当該ファンドの投資目的に合致する方法で再投資することができる。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

過去の運用データは必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはならない。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低水準の実勢金利水準に関連して、比較的安定的なリターンを生じさせてきている。償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されている。しかし、トラストに全くリスクがないとはいえない。

レバレッジは、「総額」および「純額」アプローチを考慮して計算される。「総額」計算は、レバレッジを生み出すエクスポージャー(例：派生商品、担保の再投資等)の想定額に基づく。「純額」アプローチは、コミットメント・アプローチに基づく。「総額」または「純額」アプローチのいずれかを用いて計算された総エクスポージャーをファンドの純資産総額で除し、レバレッジ比率が算定される。

トラストは金融市場商品に投資するため、ある程度の信用リスクを伴う。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえる。トラストが投資する金融市場商品の性質により、通常的环境下での流動性は高くなる。トラストにはいかなる形式による元本確保または保証も付与されていない。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

さらに、ポートフォリオの信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。ただし、信用リスクは、ファンド全体のリスク選好度に則していなければならない。

また、預貯金取扱金融機関に対する投資後信用エクスポージャーもあり、信用度は、毎月監視される。

流動性リスク

特定の有価証券とは、最適な時期に最適な価格で売却することが困難または不可能であることがある。これにより、売却価格を引き下げること、代わりに他の有価証券を売却することおよび/または投資機会を見送ることを余儀なくされることがある。これらにより、ファンドの運営またはパフォーマンスに悪影響が生じる可能性がある。

為替リスク

トラストの米ドル・ポートフォリオは米ドルを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオはカナダ・ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはニュージーランド・ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割込むことがある。

証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク

上記の技法や手段の利用には一定のリスクが伴い、かかるリスクの一部は以下に記載するとおりであるが、その利用により達成しようとする目的が達成されるとの保証はない。

管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、当該証券の取引市場の流動性の欠如等により、当初の支払額を下回ることになるリスク、(B) () 過剰な規模または期間の取引における資金の焦付き、() 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

管理会社がファンドのために売主として行為する買戻し条件付契約（現先契約）の取引および買戻権付買取引に関しては、証券の買主である取引相手方が破綻した場合、(A) 取引相手方に売り付けた証券の価格が、当該証券の市場価格の値上がり、その発行体の信用格付の向上等により、当初の受取額を上回ることになるリスク、(B) () 過剰な規模もしくは期間の取引における投資の焦付き、() 売り付けた証券の満期時における回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

証券貸付取引に関しては、投資者は、(A) 管理会社がファンドのために貸し付ける証券の借主が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、当該担保の不適正な価格付け、当該担保の価格の不利な市場動向、当該担保の発行体の信用格付の悪化、または当該担保の取引市場の流動性の欠如等により、貸し付けた証券の価格を下回る価格で換金されることになり、(B) 現金担保の再投資の場合、かかる再投資が、() 相当のリスクを伴うレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すことがあるリスク、() ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあるリスク、または() 回収額が担保金額を下回るリスク、また(C) 貸し付けた証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのフィクスト・インカム・チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視しており、ファンドの大半の主要なリスクの軽減が可能である。

本書の日付現在、ファンドはいかなるデリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除く。）も行っていない。将来において、デリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除く。）を行うとしてもヘッジ目的であり、投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他の類似した取引を、取引の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように監督する。

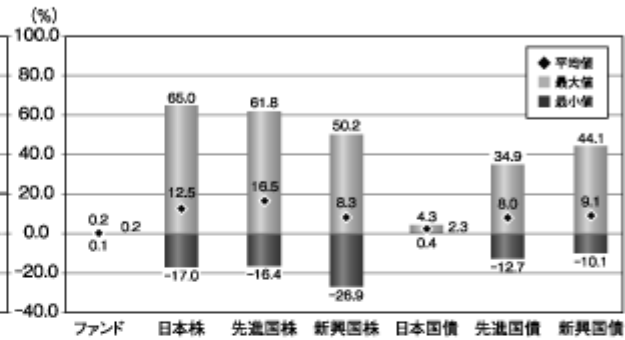
（注）上記のリスクの管理体制は、平成27年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

(3) リスクに関する参考情報

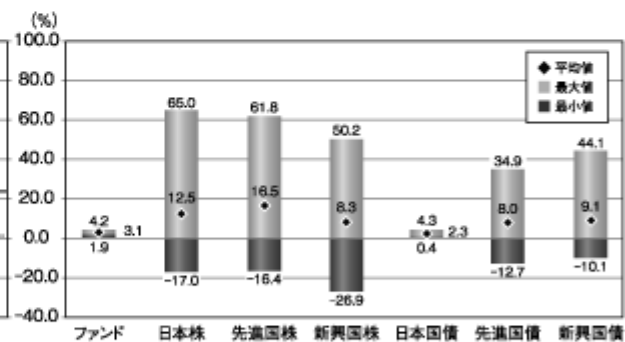
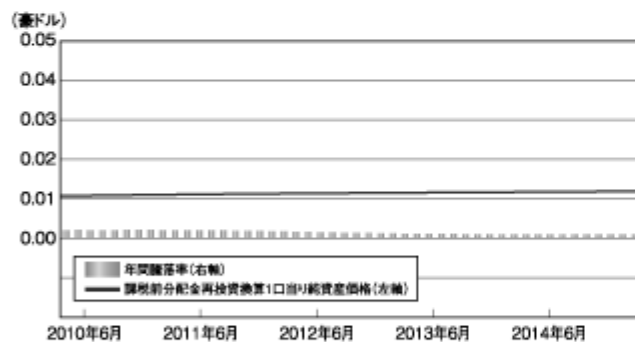
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2010年4月～2015年3月の5年間におけるファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

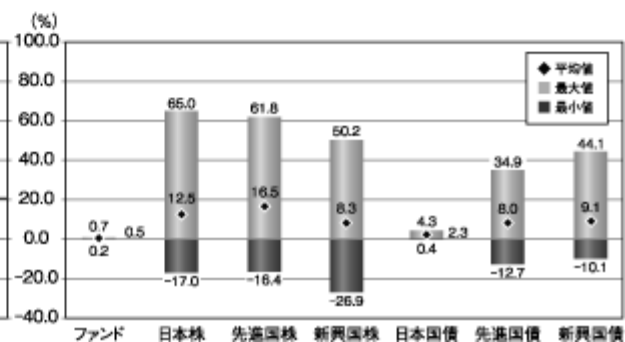
USドル・ポートフォリオ



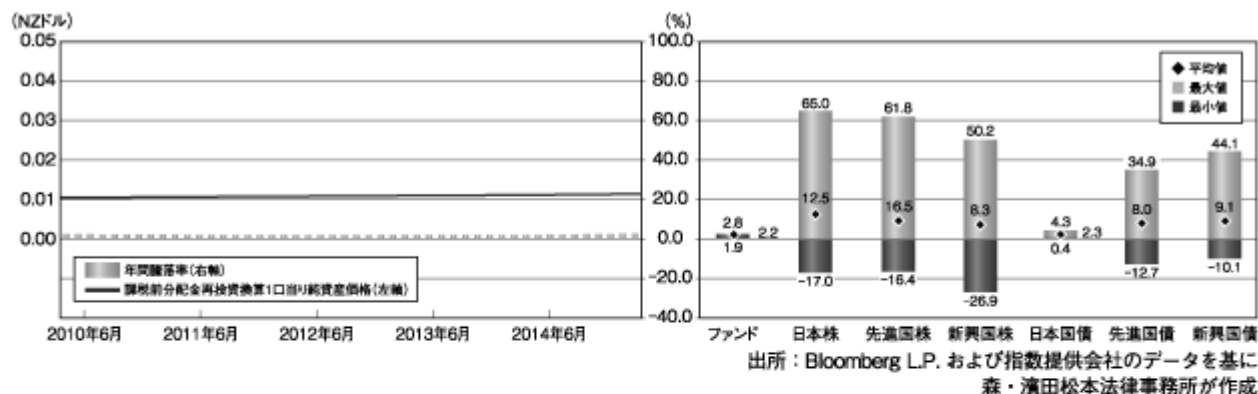
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



カナダ・ドル・ポートフォリオ



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2010年3月末日を0.01として指数化しております。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグ／EFFAS ボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4 【手数料等および税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料はない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料はない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

(3) 【管理報酬等】

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、トラストの各ファンドの総利回り(グロス・イールド)から、ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。

「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、()トラストの各ファンドの総利益(有価証券の売買損益、銀行利息、債券利息を含む。)から、()ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

管理報酬、投資運用報酬および代行協会員報酬

管理会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各ファンドの資産の日々の平均純資産総額の年率0.03%を上限とする。

管理会社報酬は、トラストの継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

投資運用会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資運用報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資運用報酬の総額は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額をもとに、以下のように計算される。

()USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億米ドル以下の部分	0.15 %
2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
20億米ドル超の部分	0.09 %

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億豪ドル以下の部分	0.15%
2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分	0.125%
5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分	0.10%
20億豪ドル超の部分	0.09%

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億加ドル以下の部分	0.15%
2億加ドル超 5億加ドル以下の部分	0.125%
5億加ドル超 20億加ドル以下の部分	0.10%
20億加ドル超の部分	0.09%

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億NZドル以下の部分	0.15%
2億NZドル超 5億NZドル以下の部分	0.125%
5億NZドル超 20億NZドル以下の部分	0.10%
20億NZドル超の部分	0.09%

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

投資運用報酬は、トラストに対する投資運用業務の対価として支払われる。

代行協会員は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.63%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から、販売会社における受益者の取引口座内での各ファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付・購入後の情報提供等の対価として報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の日本証券業協会への提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2014年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ44,735米ドル、472,078米ドル、894,754米ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ451,440豪ドル、2,251,773豪ドル、10,181,284豪ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ6,929加ドル、96,644加ドル、138,017加ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ125,882NZドル、771,735NZドル、2,916,694NZドルであった。

保管報酬

保管受託銀行は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される保管報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、保管報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。

また、保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

保管報酬は、各ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務ならびにファンドに対する受託業務の対価として支払われる。

2014年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は90,978米ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は848,024豪ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は14,051加ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は242,663NZドルであった。

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理事務代行報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、管理事務代行報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする。管理事務代行会社が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負担する。

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、各ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価格の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2014年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、134,214米ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は1,250,118豪ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は20,716加ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は357,721NZドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

トラストは以下を含むその他の費用を負担する。

トラスト/ファンドの資産、収益、報酬および経費に課せられる一切の税金

トラストは、税務上の立場に関して、ルクセンブルグの法律に従う。トラストは、ルクセンブルグで現在施行されている法令および規則に基づき、純資産に対して、四半期毎に計算され、支払うべき年率0.01%の資本税が課される。現行の法律では、トラストおよび受益者(ルクセンブルグにおいて住居、登記上の事務所または恒久的施設を有しているまたは特定の限定された状況においては、以前に有していた者または会社を除く。)のいずれも、収益またはキャピタルゲインに対するルクセンブルグの税金ならびに源泉徴収税および相続税を課されない。トラストは、関連する国の源泉徴収税を控除後、自らのポートフォリオの有価証券により生じた収益を回収する。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料

(当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差引かれる。)

支払事務代行会社の費用

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的および監査費用

その他、次の費用を含む管理費用

- ・ 券面印刷費
- ・ ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局(証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含めその他のトラストに関する書類を作成、印刷し提出する費用
- ・ トラストおよび管理会社に適用される法律または諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用
- ・ 会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用
- ・ 受益者への通知・公告の作成、配布費用
- ・ 弁護士および監査人の報酬
- ・ 以上に類似するその他のすべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

トラストに合併するファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間の残存期間に引続き償却される。

トラスト内に設定される新ファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間で償却される。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができる。

2014年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は467,412米ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は403,310豪ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は14,208加ドルであった。

2014年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は111,816NZドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

平成27年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り。)および一定の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である(注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。)の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	244,907,931	9.96
	オーストラリア	149,936,265	6.09
	フィンランド	149,926,898	6.09
	シンガポール	124,974,056	5.08
	オランダ	123,967,853	5.04
	イギリス	74,997,904	3.05
	ドイツ	59,980,394	2.44
	ニュージーランド	37,995,637	1.54
	スウェーデン	24,990,382	1.02
預金証書	オーストラリア	549,876,350	22.35
	フランス	199,906,693	8.13
	アメリカ合衆国	150,000,000	6.10
	イギリス	149,967,679	6.10
	香港	149,961,280	6.10
その他の資産(負債控除後)		268,747,926	10.92
合計 (純資産総額)		2,460,137,248 (約295,635百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	269,294,423	13.10
	オーストラリア	258,922,830	12.60
	ドイツ	199,580,014	9.71
	ノルウェー	174,767,427	8.50
	シンガポール	174,394,516	8.49
	オランダ	149,490,185	7.27
	ニュージーランド	99,835,501	4.86
中期債券	オーストラリア	20,068,538	0.98
	アメリカ合衆国	5,007,864	0.24
債券	オーストラリア	200,171,125	9.74
	フィンランド	69,032,063	3.36
	ルクセンブルグ	34,615,375	1.68
預金証書	イギリス	99,788,728	4.86
その他の資産(負債控除後)		299,976,851	14.60
合計 (純資産総額)		2,054,945,439 (約189,178百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計 加ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	19,994,882	25.00
	フランス	14,982,930	18.73
	イギリス	2,992,926	3.74
債券	カナダ	23,116,305	28.90
その他の資産(負債控除後)		18,906,105	23.63
合計 (純資産総額)		79,993,148 (約7,582百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計 NZドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	109,432,960	19.80
	フランス	109,383,248	19.79
	オーストラリア	94,750,349	17.14
	オランダ	44,649,830	8.08
	ニュージーランド	44,602,811	8.07
預金証書	オーストラリア	44,639,986	8.08
その他の資産(負債控除後)		105,267,481	19.05
合計 (純資産総額)		552,726,666 (約49,884百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

()USドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 13APR15	預金証書	-	2015年4月13日	100,000,000	99,935,042	99,990,617	4.06
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 13MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月13日	100,000,000	99,929,344	99,965,863	4.06
3.	STANDARD CHART BANK HK CD 26MAY15	預金証書	-	2015年5月26日	100,000,000	99,961,515	99,965,791	4.06
4.	HSBC FRANCE CD 10JUN15	預金証書	-	2015年6月10日	100,000,000	99,941,257	99,954,666	4.06
5.	OVERSEAS CHINESE BANK SG CP 07APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月7日	75,000,000	74,942,752	74,996,794	3.05
6.	UNILEVER NV CP 11MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月11日	75,000,000	74,966,099	74,981,217	3.05
7.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 18MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月18日	67,000,000	66,955,642	66,976,342	2.72
8.	HSBC FRANCE CD 03JUN15	預金証書	-	2015年6月3日	57,000,000	56,953,417	56,969,874	2.32
9.	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 24JUN15	預金証書	-	2015年6月24日	55,000,000	54,960,673	54,963,665	2.23
10.	PRUDENTIAL PLC ECP 01APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月1日	50,000,000	49,964,733	49,999,709	2.03
11.	COMMONWEALTH BK OF AUS CD 10APR15	預金証書	-	2015年4月10日	50,000,000	49,965,572	49,997,155	2.03
12.	STANDARD CHART BANK HK ECD 13APR15	預金証書	-	2015年4月13日	50,000,000	49,968,423	49,995,489	2.03
13.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 16APR15	預金証書	-	2015年4月16日	50,000,000	49,968,770	49,994,448	2.03
14.	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 16APR15	預金証書	-	2015年4月16日	50,000,000	49,967,521	49,994,226	2.03
15.	NORINCHUKIN BANK LDN CD 23APR15	預金証書	-	2015年4月23日	50,000,000	49,970,642	49,992,497	2.03
16.	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 22APR15	預金証書	-	2015年4月22日	50,000,000	49,967,521	49,992,061	2.03
17.	UOB AUSTRALIA LTD CD 11MAY15	預金証書	-	2015年5月11日	50,000,000	49,973,764	49,988,048	2.03
18.	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 11MAY15	預金証書	-	2015年5月11日	50,000,000	49,967,160	49,985,204	2.03
19.	NORINCHUKIN BANK LDN CD 18MAY15	預金証書	-	2015年5月18日	50,000,000	49,971,267	49,984,675	2.03
20.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 02JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月2日	50,000,000	49,972,543	49,981,198	2.03
21.	OVERSEAS CHINESE BANK SG CP 17JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月17日	50,000,000	49,973,181	49,977,262	2.03
22.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 08JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月8日	45,000,000	44,968,522	44,975,867	1.83
23.	HSBC FRANCE CD 04JUN15	預金証書	-	2015年6月4日	43,000,000	42,974,740	42,982,154	1.75
24.	KOREA DEVELPMNT BK 0.22 YCD 19MAY15	預金証書	0.22	2015年5月19日	40,000,000	40,000,000	40,000,000	1.63
25.	POHJOLA BANK PLC ECP 29MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月29日	40,000,000	39,964,642	39,977,076	1.62
26.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 10JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月10日	38,000,000	37,978,163	37,983,147	1.54
27.	ALLIANZ SE CP 05JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月5日	35,000,000	34,980,333	34,985,891	1.42
28.	KIWI BANK LTD ECP 14APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月14日	34,000,000	33,983,744	33,997,225	1.38
29.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 26MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月26日	34,000,000	33,980,461	33,988,107	1.38
30.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月11日	33,000,000	32,979,470	32,989,859	1.34

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	ANZ BANKING GROUP FRN 08MAY15 TCD	債券	3.48	2015年5月8日	150,000,000	150,282,750	150,166,147	7.31
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月11日	115,000,000	114,526,497	114,681,744	5.58
3.	FMS WERTMANAGEMENT CP 09APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月9日	100,000,000	99,084,160	99,931,880	4.86
4.	DNB BANK ASA CP 13APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月13日	100,000,000	99,294,704	99,899,243	4.86
5.	KIWIBANK LTD ECP 21APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月21日	100,000,000	99,295,005	99,835,501	4.86
6.	DBS BANK TLD CP 27APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月27日	100,000,000	99,336,926	99,801,078	4.86
7.	NATIONAL AUSTRALIA BANK CD 29APR15	預金証書	-	2015年4月29日	100,000,000	99,344,327	99,788,728	4.86
8.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 26MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月26日	100,000,000	99,428,219	99,648,135	4.85
9.	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 26MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月26日	100,000,000	99,613,472	99,645,155	4.85
10.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 18MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月18日	100,000,000	99,073,334	99,635,410	4.85
11.	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 04JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月4日	100,000,000	99,440,921	99,604,999	4.85
12.	DNB BANK ASA CP 23APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月23日	75,000,000	74,484,197	74,868,184	3.64
13.	DBS BANK TLD CP 26JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月26日	75,000,000	74,439,225	74,593,438	3.63
14.	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 11MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月11日	60,000,000	59,761,527	59,839,715	2.91
15.	NEW SOUTH WALES TREAS 6 01APR15	債券	6.00	2015年4月1日	50,000,000	50,109,500	50,004,977	2.43
16.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月28日	50,000,000	49,669,203	49,897,085	2.43
17.	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 19MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月19日	50,000,000	49,718,524	49,845,030	2.43
18.	NORDIC INV BANK 6 06APR15 MTN	債券	6.00	2015年4月7日	45,000,000	45,181,845	45,030,308	2.19
19.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月11日	45,000,000	44,812,306	44,875,880	2.18
20.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 24JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月24日	40,000,000	39,689,102	39,779,781	1.94
21.	EIB 6.25 15APR15 MTN	債券	6.25	2015年4月15日	34,560,000	34,722,432	34,615,375	1.68
22.	NORDIC INV BANK FRN 06APR15 EMTN	債券	3.10	2015年4月7日	24,000,000	24,016,800	24,001,755	1.17
23.	WESTPAC BANK CORP FRN 08JUL15 MTN	中期債券	3.61	2015年7月8日	20,000,000	20,072,000	20,068,538	0.98
24.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 12JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月12日	20,000,000	19,839,958	19,902,641	0.97
25.	IBRD 3.25 12JUN15 GDIF	中期債券	3.25	2015年6月12日	5,000,000	5,013,250	5,007,864	0.24

(注) 本中期債券の利率は変動利率であるが、2014年3月末日現在の利率を表示している。

[次へ](#)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	カナダ・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CANADA HOUSING TST 3.15 15JUN15	債券	3.15	2015年6月15日	23,000,000	23,144,150	23,116,305	28.90
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月27日	15,000,000	14,973,347	14,982,930	18.73
3.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 09APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月9日	10,000,000	9,993,847	9,998,214	12.50
4.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 20APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月20日	10,000,000	9,994,836	9,996,668	12.50
5.	TORONTO DOMINION BK(LDN)CP 24JUL15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年7月24日	3,000,000	2,992,495	2,992,926	3.74

[次へ](#)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	ニュージーランド・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 29MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月29日	65,000,000	64,409,800	64,617,343	11.69
2.	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 07APR15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年4月7日	50,000,000	49,832,921	49,965,601	9.04
3.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 11MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月11日	45,000,000	44,599,754	44,815,617	8.11
4.	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 18MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月18日	45,000,000	44,596,403	44,784,748	8.10
5.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 17JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月17日	45,000,000	44,461,278	44,649,830	8.08
6.	UOB AUSTRALIA LTD CD 18JUN15	預金証書	-	2015年6月18日	45,000,000	44,580,743	44,639,986	8.08
7.	KIWIBANK LTD ECP 25JUN15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年6月25日	45,000,000	44,575,100	44,602,811	8.07
8.	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 20MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月20日	40,000,000	39,642,283	39,799,036	7.20
9.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 29MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月29日	40,000,000	39,626,081	39,757,569	7.19
10.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 26MAY15	コマーシャル・ ペーパー	-	2015年5月26日	30,000,000	29,718,295	29,826,643	5.40

[前へ](#)

【投資不動産物件】

該当事項なし(2015年3月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2015年3月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2015年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第14会計年度末 (2005年12月31日)	1,562,292	187,741	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	1,639,434	197,011	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,646,805	197,897	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,843,144	221,491	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,793,581	215,535	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,926,354	231,490	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	2,293,075	275,559	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	2,418,414	290,621	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	2,409,187	289,512	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	2,351,160	282,539	1	1
2014年4月末日	2,417,850	290,553	1	1
5月末日	2,410,481	289,668	1	1
6月末日	2,404,419	288,939	1	1
7月末日	2,437,755	292,945	1	1
8月末日	2,420,287	290,846	1	1
9月末日	2,337,725	280,924	1	1
10月末日	2,370,745	284,892	1	1
11月末日	2,329,789	279,971	1	1
12月末日	2,351,160	282,539	1	1
2015年1月末日	2,432,969	292,370	1	1
2月末日	2,446,622	294,011	1	1
3月末日	2,460,137	295,635	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2015年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第14会計年度末 (2005年12月31日)	812,655	74,813	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	1,083,261	99,725	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,321,872	121,692	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	2,223,792	204,722	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,776,365	163,532	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,692,184	155,782	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	2,041,111	187,905	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	1,998,744	184,004	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	2,101,510	193,465	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	2,123,097	195,452	1	1
2014年4月末日	2,041,004	187,895	1	1
5月末日	2,091,100	192,507	1	1
6月末日	2,088,678	192,284	1	1
7月末日	2,103,911	193,686	1	1
8月末日	2,072,510	190,795	1	1
9月末日	2,067,167	190,303	1	1
10月末日	2,156,258	198,505	1	1
11月末日	1,986,972	182,921	1	1
12月末日	2,123,097	195,452	1	1
2015年1月末日	2,047,598	188,502	1	1
2月末日	2,073,223	190,861	1	1
3月末日	2,054,945	189,178	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2015年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
第14会計年度末 (2005年12月31日)	34,587	3,278	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	15,493	1,468	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	17,926	1,699	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	28,470	2,698	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	27,241	2,582	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	35,132	3,330	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	47,272	4,480	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	66,490	6,302	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	71,369	6,764	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	67,674	6,414	1	1
2014年4月末日	76,917	7,290	1	1
5月末日	76,872	7,286	1	1
6月末日	76,535	7,254	1	1
7月末日	76,810	7,280	1	1
8月末日	73,223	6,940	1	1
9月末日	66,724	6,324	1	1
10月末日	68,835	6,524	1	1
11月末日	67,223	6,371	1	1
12月末日	67,674	6,414	1	1
2015年1月末日	69,229	6,562	1	1
2月末日	72,312	6,854	1	1
3月末日	79,993	7,582	1	1

(注1) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2015年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第14会計年度末 (2005年12月31日)	271,776	24,528	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	634,597	57,272	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	663,031	59,839	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,163,339	104,991	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,122,130	101,272	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,023,173	92,341	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	883,309	79,719	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	882,242	79,622	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	676,315	61,037	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	546,888	49,357	1	1
2014年4月末日	608,655	54,931	1	1
5月末日	597,900	53,960	1	1
6月末日	581,648	52,494	1	1
7月末日	583,494	52,660	1	1
8月末日	562,639	50,778	1	1
9月末日	550,903	49,719	1	1
10月末日	557,865	50,347	1	1
11月末日	545,514	49,233	1	1
12月末日	546,888	49,357	1	1
2015年1月末日	548,399	49,493	1	1
2月末日	545,747	49,254	1	1
3月末日	552,727	49,884	1	1

(注1) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

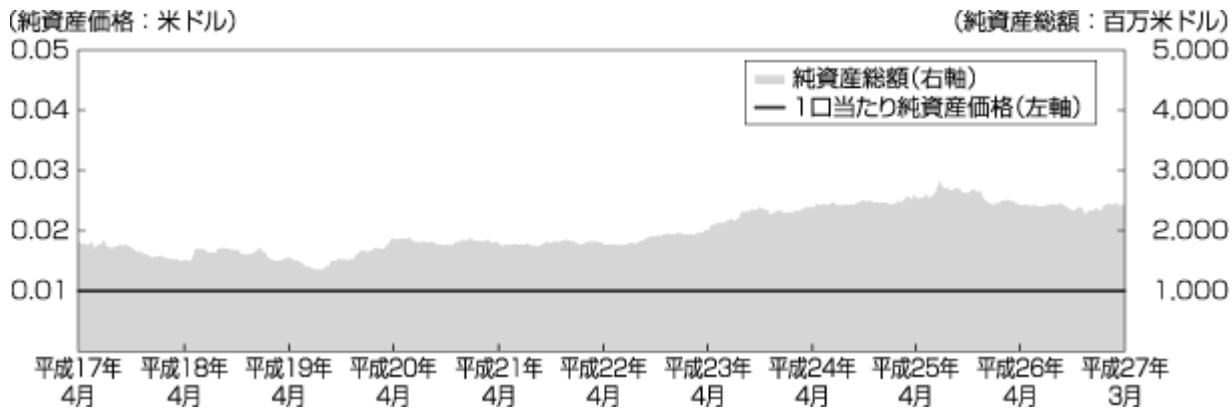
(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

参考情報

純資産の推移

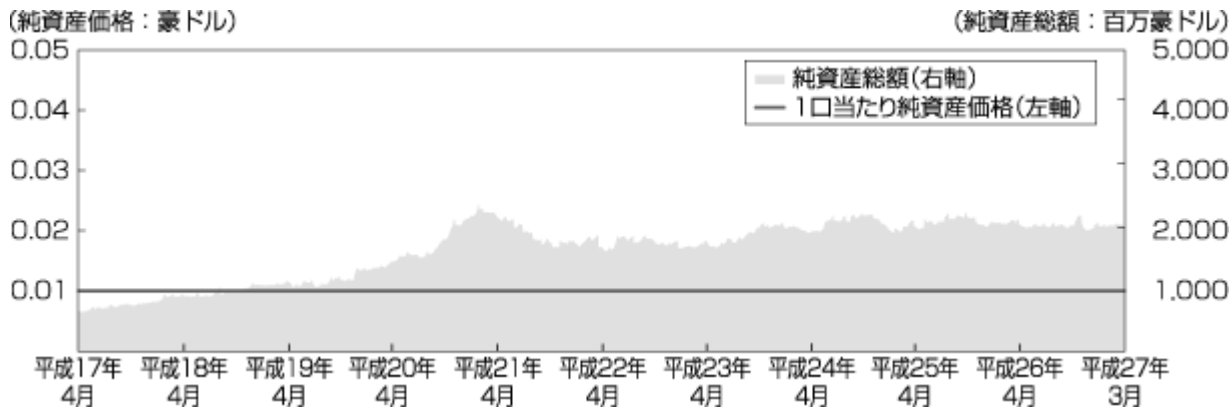
USドル・ポートフォリオ

(平成17年4月1日～平成27年3月末日)



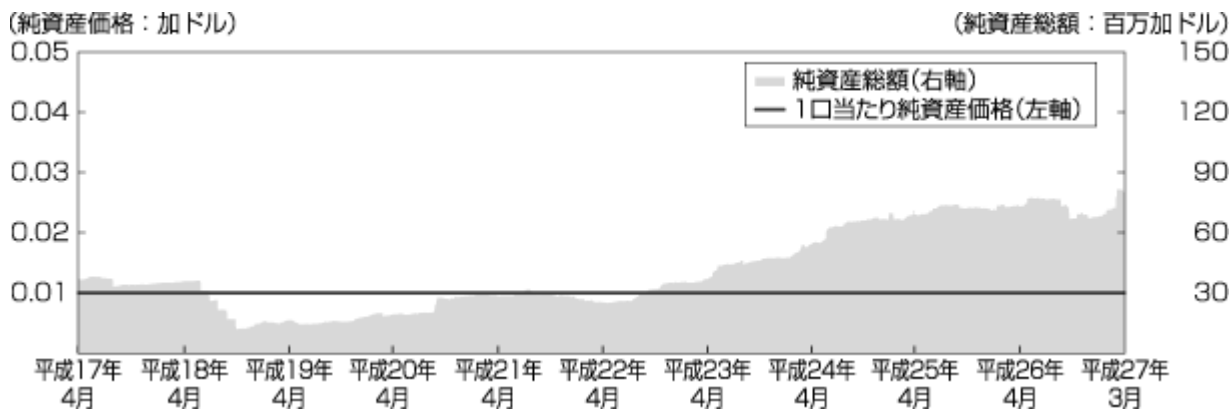
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(平成17年4月1日～平成27年3月末日)



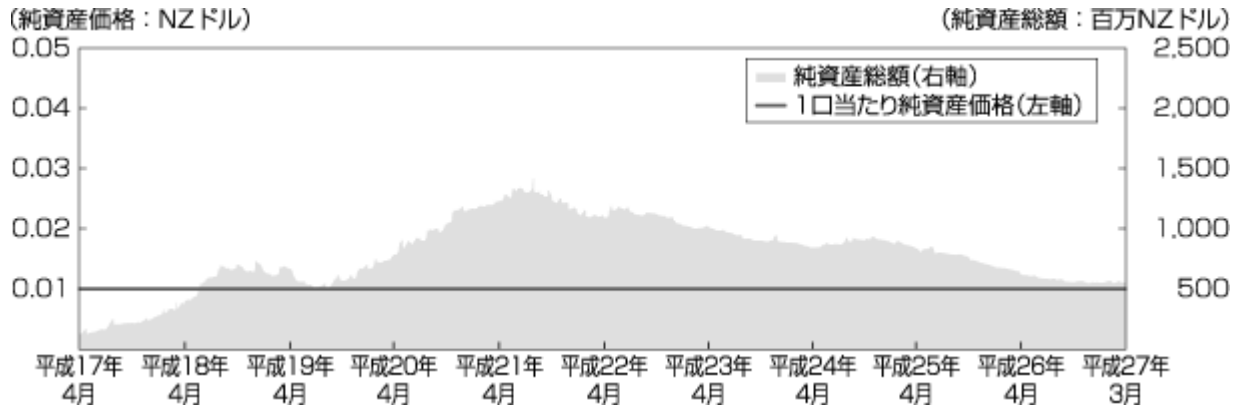
カナダ・ドル・ポートフォリオ

(平成17年4月1日～平成27年3月末日)



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(平成17年4月1日～平成27年3月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

【分配の推移】

()USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000253920米ドル(0.030513566円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000429982米ドル(0.051670937円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000457122米ドル(0.054932351円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000208095米ドル(0.025006776円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000035237米ドル(0.004234430円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000019218米ドル(0.002309427円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000015195米ドル(0.001825983円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000018783米ドル(0.002257153円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000013045米ドル(0.001567618円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000011746米ドル(0.001411517円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000483248豪ドル(0.044487811円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000512499豪ドル(0.047180658円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000578423豪ドル(0.053249621円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000617574豪ドル(0.056853862円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000269238豪ドル(0.024786050円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000381641豪ドル(0.035133870円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000408556豪ドル(0.037611665円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000320303豪ドル(0.029487094円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000210483豪ドル(0.019377065円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000191462豪ドル(0.017625992円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000190339加ドル(0.018040330円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000307125加ドル(0.029109308円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000363980加ドル(0.034498024円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000278253加ドル(0.026372819円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000027819加ドル(0.002636685円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000032582加ドル(0.003088122円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000059697加ドル(0.005658082円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000063529加ドル(0.006021279円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000059027加ドル(0.005594579円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000056832加ドル(0.005386537円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000603305NZドル(0.054448276円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000661106NZドル(0.059664817円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000716108NZドル(0.064628747円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000735475NZドル(0.066376619円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000239685NZドル(0.021631571円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000232511NZドル(0.020984118円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000215741NZドル(0.019470625円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000196768NZドル(0.017758312円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000192846NZドル(0.017404352円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000250260NZドル(0.022585965円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

【収益率の推移】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	2.539%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	4.300%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	4.571%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.081%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.352%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.192%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.152%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.188%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.130%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.117%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	4.832%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	5.125%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	5.784%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	6.176%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.692%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	3.816%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	4.086%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	3.203%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	2.105%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1.915%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1.903%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	3.071%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	3.640%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.783%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.278%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.326%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.597%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.635%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.590%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.568%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	6.033%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	6.611%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	7.161%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	7.355%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.397%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2.325%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	2.157%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1.968%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1.928%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	2.503%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	153,800,090,165 (153,799,803,703)	176,486,243,109 (176,486,243,109)	156,214,163,113 (156,203,349,174)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	133,327,400,835 (133,327,013,529)	125,619,261,045 (125,619,261,045)	163,922,302,903 (163,911,101,658)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	129,052,206,313 (129,051,731,347)	129,349,281,179 (129,349,281,179)	163,625,228,037 (163,613,551,826)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	158,396,467,342 (158,396,259,075)	137,664,941,261 (137,664,941,261)	184,356,754,118 (184,344,869,640)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	126,524,997,167 (126,524,980,047)	132,067,036,819 (132,056,913,058)	178,814,714,466 (178,812,936,629)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	166,154,812,442 (166,154,812,442)	149,517,634,949 (149,517,634,949)	195,451,891,959 (195,450,114,122)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	241,679,273,130 (241,673,819,748)	207,783,666,590 (207,783,666,590)	229,347,498,499 (229,340,267,280)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	227,252,034,468 (227,245,465,443)	214,152,705,958 (214,152,705,958)	242,446,827,009 (242,433,026,765)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	328,970,633,339 (328,970,629,019)	327,241,850,320 (327,229,823,593)	244,175,610,028 (244,173,832,191)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	224,472,462,699 (224,472,462,699)	234,358,231,804 (234,358,231,804)	234,289,840,923 (234,288,063,086)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	124,197,672,574 (124,197,672,574)	108,894,007,567 (108,894,007,567)	81,254,677,558 (81,254,677,558)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	204,280,877,613 (204,280,877,613)	177,226,066,918 (177,226,066,918)	108,309,488,253 (108,309,488,253)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	245,698,340,783 (245,698,340,783)	220,774,882,715 (220,774,882,715)	133,232,946,321 (133,232,946,321)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	327,341,921,568 (327,341,921,568)	236,069,893,918 (236,069,893,918)	224,504,973,971 (224,504,973,971)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	239,469,717,011 (239,469,717,011)	286,669,145,255 (286,669,145,255)	177,305,545,727 (177,305,545,727)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	286,260,357,229 (286,260,357,229)	292,564,635,997 (292,564,635,997)	171,001,266,959 (171,001,266,959)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	267,348,417,325 (267,341,753,503)	234,768,060,457 (234,768,060,457)	203,581,623,827 (203,574,960,005)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	283,342,791,484 (283,342,576,183)	286,955,374,699 (286,955,374,699)	199,969,040,612 (199,962,161,489)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	309,442,841,033 (309,442,801,259)	296,966,513,358 (296,959,594,461)	212,445,368,287 (212,445,368,287)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	246,146,233,374 (246,146,233,374)	251,307,968,825 (251,307,968,825)	207,283,632,836 (207,283,632,836)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1,183,477,527 (1,183,477,527)	1,574,845,705 (1,574,845,705)	3,458,441,606 (3,458,441,606)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1,244,954,631 (1,244,954,631)	3,154,231,681 (3,154,231,681)	1,549,164,556 (1,549,164,556)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1,585,020,520 (1,585,020,520)	1,344,396,881 (1,344,396,881)	1,789,788,195 (1,789,788,195)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2,369,712,856 (2,369,712,856)	1,311,254,891 (1,311,254,891)	2,848,246,160 (2,848,246,160)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1,478,032,058 (1,478,032,058)	1,621,419,018 (1,621,419,018)	2,704,859,200 (2,704,859,200)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2,439,355,495 (2,439,355,495)	1,614,000,396 (1,614,000,396)	3,530,214,299 (3,530,214,299)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	2,733,729,077 (2,733,729,077)	1,533,608,974 (1,533,608,974)	4,730,334,402 (4,730,334,402)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	4,061,379,057 (4,061,379,057)	1,833,493,528 (1,833,493,528)	6,958,219,931 (6,958,219,931)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	3,227,899,403 (3,227,899,403)	3,034,255,326 (3,034,255,326)	7,151,864,008 (7,151,864,008)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	2,853,630,442 (2,853,630,442)	3,227,195,656 (3,227,195,656)	6,778,298,794 (6,778,298,794)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	63,723,979,334 (63,723,979,334)	45,627,672,445 (45,627,672,445)	27,172,856,805 (27,172,856,805)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	121,120,963,951 (121,120,963,951)	84,845,757,976 (84,845,757,976)	63,448,062,780 (63,448,062,780)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	112,551,243,306 (112,551,243,306)	109,797,918,061 (109,797,918,061)	66,201,388,025 (66,201,388,025)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	148,140,368,498 (148,140,368,498)	98,460,464,531 (98,460,464,531)	115,881,291,992 (115,881,291,992)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	126,635,187,159 (126,635,187,159)	131,023,078,796 (131,023,078,796)	111,493,400,355 (111,493,400,355)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	88,520,160,844 (88,520,160,844)	97,676,462,598 (97,676,462,598)	102,337,098,601 (102,337,098,601)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	32,952,360,664 (32,952,360,664)	46,856,878,835 (46,856,878,835)	88,432,580,430 (88,432,580,430)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	59,959,709,789 (59,959,709,789)	60,440,778,680 (60,440,778,680)	87,951,511,539 (87,951,511,539)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	36,285,132,398 (36,285,132,398)	56,731,892,978 (56,731,892,978)	67,504,750,959 (67,504,750,959)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	28,685,074,057 (28,685,074,057)	41,066,002,792 (41,066,002,792)	55,123,822,224 (55,123,822,224)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続等

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（3）譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。

券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。管理会社は、その裁量により、より小さい単位による買付けを受理することができる。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、日本国外に居住する外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)を遵守する参加外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社を通じて、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

券面または確認書は、管理会社の事務所において、買付人またはその取扱銀行に、買付日および買付代金支払からルクセンブルグの7銀行営業日以内に入手可能となる。

管理会社は、マーケット・タイミングおよびレイト・トレーディング(CSSF通達04/146に定義される。)に関連する取引を許容せず、かかる取引を行っている場合と管理会社が疑う投資者からの請求を拒絶する権利を、また、適切な場合、トラストの他の投資者を保護するための必要な措置を講ずる権利を留保する。受益証券の申込み、買戻しおよび転換は、純資産価格判明前に取扱われる。

身元確認およびマネー・ローンダリングの手続

適用あるルクセンブルグの法律および規則ならびに欧州連合の通達および規則（一般に「法」という。）、ならびにCSSFにより発行された通達（以下「CSSF通達」という。）により、マネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、専門義務が概説された。その結果、金融セクターの専門家（1993年4月5日のルクセンブルグ法（改訂済）に規定される。）は、法ならびに金融活動作業部会(FATF)のマネー・ローンダリングに関する規則および指針に従い投資者の身元を確認する義務を負う。ファンドの投資者になろうとする者および受益証券の譲受人は、身元証明を求められ、また既存の受益者も、身元証明を求められることがある(身元確認手続の詳細については、以下の段落を参照。)。管理会社の決定に従い投資者になろうとする者および受益証券の譲受人により十分な身元確認が提供されるまで、管理会社は、受益証券の発行または受益証券の譲渡および登録の承認を留保する権利を有する。同様に、受益証券は、これらの要件が完全に遵守されないかぎり買戻されない。かかる場合、管理会社は、費用または補償につき責任を負わない。

管理会社の責任は、顧客の身元確認手続を適用することならびにマネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与の防止のための手続が法およびCSSF通達に従い完全に遵守されているか確認することである。顧客の身元確認手続においては、信頼できる独立の情報源から入手された書類、データまたは情報に基づき顧客を特定し、その身元確認を行う。また、顧客の身元確認手続においては、適用がある場合には、受益者を特定し、リスクに応じた十分な身元確認手続をとる（法人、信託およびこれらに類似する法的組織に関しては、顧客の所有および支配の構造を理解するためにリスクに応じた十分な確認手続をとること、取引関係の目的および狙いに関する情報を得ることならびに取引関係を継続的に監視することを含む。）。顧客の特定および身元確認に関するルールは、個人および法人の両方に適用される。個人の場合、管轄当局（例えば、大使館、領事館、公証人、警官もしくはその他の管轄当局または規制された金融機関）が適式に認証した個人のパスポートまたは身分証明書の写しの提出を要求されることがある。法人の場合、設立（商号変更に関する情報を含む。）証明書または基本定款および付属定款（またはこれに相当する書類）の認証謄本（全ての受益者および取締役の名称、職業、誕生日ならびに居住地および事業所の所在地等を証明する法人の権限ある代表者の身元証明書を含む。）の提出を要求されることがある。

管理会社は、下記の場合、顧客の身元確認手続を軽減または免除されることがある。

- (a) ルクセンブルグまたはマネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与の防止および発見のためのルクセンブルグ法で要求される身元確認義務と同等の身元確認義務を課している国に設立された金融セクターの専門家としての資格を有する仲介業者を通じた申込みおよび買戻しの場合。
- (b) ルクセンブルグ法で要求される身元確認義務と同等の身元確認義務に服する金融セクターの専門家としての資格を有する支店もしくは子会社を通じた申込みおよび買戻しの場合、または、これと同等の身元確認義務が課されている親会社の支店もしくは子会社を通じた申込みおよび買戻しの場合。

(c) 申込者が、(a)および(b)に規定するルクセンブルグ法により要求される身元確認義務と同等の身元確認義務が課されている公認の金融機関における申込者名義で保有される口座からのみ申込代金を支払う場合。申込者は、最終的な買戻し手取金が当該口座にのみ支払われることを了承する。

(c)の場合、申込者は、遅延防止のため、その指図において、送金する銀行が確実に申込者のフルネームおよび口座番号を入手できるようにしなければならない。

一般的な認識として、金融活動作業部会(FATF)のメンバーもしくはオブザーバーまたはEUの加盟国である国に居住する金融セクターの専門家、ルクセンブルグ法で要求される身元確認義務と同等の身元確認義務を有するものとみなされている。

FATFメンバーのリストは、<http://www.fatf-gafi.org/>でインターネット上で調べることができる。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に本書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建、豪ドル建、加ドル建またはNZドル建で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、本書「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(ファンド証券の登録名義人となる)販売会社によってのみ販売される。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、管理会社が当該買付注文を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。買付注文がなされた営業日の翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできる。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については本書「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込締切時間は、本書「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込手数料はない。

なお、上記「(a)海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2 【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、毎営業日にファンド証券の買戻しを請求することができる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行うものとする。

買戻し価格は、買戻し請求が受領された営業日の翌営業日の前日に適用される純資産価格である。

買戻し請求は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。ルクセンブルグ時間午後2時以降に受領された買戻し請求は、翌営業日に受領されたものと見做される。当該買戻し請求は、ファンド証券の券面が発行されている場合には、券面の添付を要する。買戻し手数料はない。信託財産留保額もない。

各営業日に適用される買戻し価格は、当該営業日のルクセンブルグにおける営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻し請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻し価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻し価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻し代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻し請求に適用されるものとする。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、各ファンドにおいて、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

買戻し価格は、買戻しの日に適用されるファンド証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻し代金の支払いは、参照通貨で、買戻し請求が受領された営業日の翌営業日に(券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として)行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻し代金の支払いと同時に支払われる。

管理会社は、流動性管理システムを利用し、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドのため受益者の要求に応じ随時ファンド証券を買い戻す義務を満たすことができるようファンドのポートフォリオの流動性を通常確保する手続を整備している。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、管理会社が買戻し請求を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

買戻代金(および発生済・未払いの分配金)は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日の翌営業日に支払われる。買戻代金(および発生済・未払いの分配金)が円貨で支払われる場合、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われる。ファンド証券の買戻しは1口以上とし、1口を単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる買戻単位を定めることができる。具体的な買戻単位は本書「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

なお、上記「(a)海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

3 【ファンド証券の転換】

(a) 海外における転換

1つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、二つのファンドの共通営業日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される口数を指定するものとする。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定される。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 : 転換後の口数。端数は発行されない。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属する。

N_2 : 転換前の口数。これには、転換請求受益証券の発生済未払の分配金が、ルクセンブルグ、日本、その他の国の適用ある未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含む。

NAV_1 : 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

NAV_2 : 転換により発行される受益証券の基準通貨に適用される営業日の為替レートにより変換された転換される受益証券の適用純資産価格。

転換手数料は課されない。

(b) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限る。)に、販売取扱会社を通じてファンド証券の転換を請求することができる。転換についての内容は、「(a)海外における転換」に記載されているとおりである。ただし、日本における転換請求の受け取り取扱は、販売会社によっては転換のための事務処理が可能となった後に開始される。また、販売取扱会社によっては、日本における転換は、「1 申込(販売)手続等 (b)日本における申込手続等」および「2 買戻し手続等 (b)日本における買戻し手続等」に記載されているところによることもある。

転換手数料は課されない。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価格の計算

各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、当該ファンドの表示通貨で表示され、毎日、管理会社が決める。営業日でない日については、管理会社が、当該非営業日の直前の営業日に事前に当該非営業日に適用される1口当たり純資産価格を決定する。

USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

管理会社は、純資産価格の計算をS M B C日興ルクセンブルグ銀行株式会社に委託している。

ファンドの組入証券および金融市場証券は均等償却法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額が当該ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり価格を1米セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに安定させる手続きを設けている。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との乖離を判定するため、取締役会により随時見直される。重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれる。受益証券1口当たり純資産価格を1米セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場相場に基づく評価との差を表わしている。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる手続きに同意したものと見做される。

トラストの勘定において、受益者に対し宣言された日々の分配で未払いのものは、当該ファンドの債務として認識される。この債務は、ファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格の計算に当たりファンドの資産から控除される。

上記の管理会社の決定は、管理会社による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する政策に従って行われる。

すべての場合、各ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドのすべての組入証券およびその他の資産を合計し、その債務を控除し、発行済ファンド証券の口数で割ることにより決定される。

トラスト中の各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させられる。
- (e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。

各ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

場合により、評価が困難な資産を評価する方法および2013年法第17条に基づく外部評価者の任命を含む、ファンドの評価手続に関するおよびファンド資産評価のための価格設定方法論の追加的情報は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

直近の各ファンドの純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

販売および買戻しの停止

管理会社は、次の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (a) ファンドの資産の相当部分の評価基準を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

(d) 為替規制または資産の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかる停止は、発行、買戻しおよび転換請求を行った受益者に通知され、停止が一週間を超えるものと管理会社が判断する場合、かかる通知は公告される。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドの解散」に従い解散されない限り、トラストの存続期間は無期限である。

(4) 【計算期間】

トラストの決算期は毎年12月31日である。

(5) 【その他】

約款の変更

約款は、保管受託銀行の承認を条件として、いつでも全部または一部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がメモリアル、ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「メモリアル」という。)に公告される日に効力を生じる。

ワラント・新受益証券引受権等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買い付ける権利を付与することを禁止されている。

ファンドの解散

トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意によりいつでも解散することができる。また、トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散される。

解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル」および少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

解散に通じる状況が発生した場合、ただちに受益証券の発行は無効の処分を伴い禁止される。買戻しは受益者の同等の取扱いが保証されるならば、なお可能である。

解散の場合、管理会社は受益者の最善の利益となるようにトラスト資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算に要する手数料および費用を控除した上で、受益者にその持分に応じ清算手取金を分配する。

ルクセンブルグの法律に従い、清算手続終了時に払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、ルクセンブルグの供託機関に時効期間経過まで保管される。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i)いつでもファンドを含むファンドを解散することができる。当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii)いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散される（監査報告により評価される）ファンドの資産を譲与し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンド受益者に分配することができる。(ii)の解散および分配は、当該ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。(i)のファンドの解散の場合、解散の効力発生日は受益者に郵便またはファックスにて通知される。(ii)のファンドの解散の場合、当該ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとする。解散の効力発生日まで、受益者はファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しを継続することができる。

解散最終時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管される。

受益者またはその相続人もしくはその受遺者は、トラストまたはファンドの清算を請求することはできない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書面郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(b) 中央管理事務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(c) 投資運用契約

管理会社が投資運用会社に、または投資運用会社が管理会社に書面による事前の通知を少なくとも3か月（かかる期間は当事者の合意により、短縮できる。）前までに発することにより解約されるまで有効であるものとする。

本契約は本契約当事者間の個人的なものであり、いずれの当事者もその権限または義務を事前の他方当事者の同意なくして譲渡することができない。

本契約は、ルクセンブルグ法に従い解釈され、かつ同法を準拠法とする。管轄権を有するルクセンブルグの裁判所を管轄裁判所とする。

(d) 代行証券会社契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

(e) 受益証券販売・買戻契約

本契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、指定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより解約されるまで存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

5 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンド受益者名簿に登録されていないといけない。

従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

(2) 買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻または転換を販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

受益者は、管理会社が随時任命する投資運用会社または副投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社、トラストの監査人またはトラストまたは管理会社のその他のサービス提供会社に対して直接的な契約上の権利を有しない。2010年法および2013年法に基づき、受益者に対する保管受託銀行の責任は、管理会社を通じて追及される。管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領してから3ヶ月以内に行為しない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(1) 管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、
弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 【ファンドの経理状況】

- a トラストの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- b トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- | | |
|---------------------|--------------|
| USドル・ポートフォリオ | =米ドル |
| オーストラリア・ドル・ポートフォリオ | =オーストラリア・ドル |
| カナダ・ドル・ポートフォリオ | =カナダ・ドル |
| ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ | =ニュージーランド・ドル |

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成27年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	= 120.17円
1オーストラリア・ドル	= 92.06円
1カナダ・ドル	= 94.78円
1ニュージーランド・ドル	= 90.25円

- d トラストの監査法人は、2014年12月31日に終了した年度の監査から、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブからデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテに変更された。

1 【財務諸表】

(1) 【2014年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

結合純資産計算書

2014年12月31日現在

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		3,900,044,764	468,668,379
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	3,906,536,952	469,448,546
現金および預金		626,490,444	75,285,357
未収申込金		16,616,123	1,996,760
未収投資有価証券利息	2.6	465,578	55,949
未収預金利息	2.6	172,808	20,766
資産合計		4,550,281,905	546,807,377
負債			
未払買戻金		16,351,324	1,964,939
未払分配金	10	4,522,746	543,498
未払代行協会員報酬	5	2,804,553	337,023
未払投資運用報酬	4	736,401	88,493
未払管理事務代行報酬	7	356,483	42,839
未払保管報酬	6	241,808	29,058
未払管理報酬	3	172,257	20,700
未払年次税	9	114,352	13,742
未払弁護士報酬		36,779	4,420
未払公告費		21,915	2,634
未払専門家報酬		13,773	1,655
負債合計		25,372,391	3,049,000
純資産額		4,524,909,514	543,758,376

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2014年12月31日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		2,113,790,677	254,014,226
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	2,114,343,602	254,080,671
現金および預金		232,527,345	27,942,811
未収申込金		9,617,517	1,155,737
未収投資有価証券利息	2.6	27,905	3,353
未収預金利息	2.6	533	64
資産合計		2,356,516,902	283,182,636
負債			
未払買戻金		12,586,024	1,512,463
未払分配金	10	535,187	64,313
未払代行協会員報酬	5	216,448	26,011
未払投資運用報酬	4	115,066	13,827
未払管理事務代行報酬	7	32,466	3,901
未払保管報酬	6	22,011	2,645
未払管理報酬	3	10,820	1,300
未払年次税	9	58,788	7,065
未払弁護士報酬		19,314	2,321
未払公告費		15,137	1,819
未払専門家報酬		7,232	869
負債合計		13,618,493	1,636,534
純資産額		2,342,898,409	281,546,102
発行済受益証券口数		234,289,840,923口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.20円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2014年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,738,749,656	160,069,293
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,744,501,954	160,598,850
現金および預金		331,894,152	30,554,176
未収申込金		7,228,698	665,474
未収投資有価証券利息	2.6	248,422	22,870
未収預金利息	2.6	147,813	13,608
資産合計		2,084,021,039	191,854,977
負債			
未払買戻金		3,867,801	356,070
未払分配金	10	3,492,157	321,488
未払代行協会員報酬	5	2,498,743	230,034
未払投資運用報酬	4	562,361	51,771
未払管理事務代行報酬	7	312,149	28,736
未払保管報酬	6	211,749	19,494
未払管理報酬	3	156,179	14,378
未払年次税	9	53,150	4,893
未払弁護士報酬		16,472	1,516
未払公告費		7,782	716
未払専門家報酬		6,168	568
負債合計		11,184,711	1,029,664
純資産額		2,072,836,328	190,825,312
発行済受益証券口数		207,283,632,836口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.92円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンプレラ型投資信託

純資産計算書

2014年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		56,957,716	5,398,452
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	56,994,578	5,401,946
現金および預金		10,718,783	1,015,926
未収申込金		73,128	6,931
未収投資有価証券利息	2.6	111,635	10,581
未収預金利息	2.6	1,114	106
資産合計		67,899,238	6,435,490
負債			
未払買戻金		8,940	847
未払分配金	10	39,529	3,747
未払代行協会員報酬	5	32,470	3,078
未払投資運用報酬	4	22,761	2,157
未払管理事務代行報酬	7	4,876	462
未払保管報酬	6	3,304	313
未払管理報酬	3	1,649	156
未払年次税	9	1,693	160
未払弁護士報酬		557	53
未払公告費		262	25
未払専門家報酬		209	20
負債合計		116,250	11,018
純資産額		67,782,988	6,424,472
発行済受益証券口数		6,778,298,794口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.95円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2014年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		405,973,211	36,639,082
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	407,520,912	36,778,762
現金および預金		145,376,978	13,120,272
未収申込金		1,321,333	119,250
未収投資有価証券利息	2.6	177,404	16,011
未収預金利息	2.6	64,703	5,839
資産合計		554,461,330	50,040,135
負債			
未払買戻金		766,499	69,177
未払分配金	10	1,408,673	127,133
未払代行協会員報酬	5	664,632	59,983
未払投資運用報酬	4	182,252	16,448
未払管理事務代行報酬	7	83,027	7,493
未払保管報酬	6	56,322	5,083
未払管理報酬	3	41,541	3,749
未払年次税	9	13,691	1,236
未払弁護士報酬		4,522	408
未払公告費		254	23
未払専門家報酬		1,695	153
負債合計		3,223,108	290,885
純資産額		551,238,222	49,749,250
発行済受益証券口数		55,123,822,224口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.90円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2014年12月31日に終了した年度

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	66,787,585	8,025,864
預金利息	2.6	10,007,037	1,202,546
収益合計		<u>76,794,622</u>	<u>9,228,410</u>
費用			
代行協会員報酬	5	12,634,372	1,518,272
投資運用報酬	4	3,233,628	388,585
管理事務代行報酬	7	1,578,751	189,719
保管報酬	6	1,070,886	128,688
管理報酬	3	563,144	67,673
公告費		314,626	37,809
年次税	9	479,082	57,571
弁護士報酬		72,988	8,771
専門家報酬		52,612	6,322
その他費用		17,971	2,160
費用合計		<u>20,018,060</u>	<u>2,405,570</u>
投資純利益		<u>56,776,562</u>	<u>6,822,839</u>
投資有価証券実現損失		<u>(8,004,483)</u>	<u>(961,899)</u>
当期投資純利益および実現損失		<u>48,772,079</u>	<u>5,860,941</u>
投資有価証券未実現評価益の純変動		3,052,687	366,841
投資有価証券未実現評価損の純変動		<u>(308,652)</u>	<u>(37,091)</u>
運用の結果による純資産の純増加		<u>51,516,114</u>	<u>6,190,691</u>
資本の変動			
受益証券発行		4,731,076,478	568,533,460
受益証券買戻し		<u>(4,982,767,566)</u>	<u>(598,779,178)</u>
資本の純変動		<u>(251,691,088)</u>	<u>(30,245,718)</u>
分配金	10	<u>(51,516,114)</u>	<u>(6,190,691)</u>
期首現在純資産		<u>4,939,731,335</u>	<u>593,607,515</u>
為替調整額	2.2	<u>(163,130,733)</u>	<u>(19,603,420)</u>
期末現在純資産		<u>4,524,909,514</u>	<u>543,758,376</u>

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2014年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	5,200,319	624,922
預金利息	2.6	206,064	24,763
収益合計		5,406,383	649,685
費用			
代行協会員報酬	5	894,754	107,523
投資運用報酬	4	472,078	56,730
管理事務代行報酬	7	134,214	16,128
保管報酬	6	90,978	10,933
管理報酬	3	44,735	5,376
公告費		158,679	19,068
年次税	9	237,772	28,573
弁護士報酬		36,413	4,376
専門家報酬		25,754	3,095
その他費用		8,794	1,057
費用合計		2,104,171	252,858
投資純利益		3,302,212	396,827
投資有価証券実現損失		(621,795)	(74,721)
当期投資純利益および実現損失		2,680,417	322,106
投資有価証券未実現評価益の純変動		346,604	41,651
投資有価証券未実現評価損の純変動		(198,777)	(23,887)
運用の結果による純資産の純増加		2,828,244	339,870
資本の変動			
受益証券発行		2,244,724,627	269,748,558
受益証券買戻し		(2,343,582,318)	(281,628,287)
資本の純変動		(98,857,691)	(11,879,729)
分配金	10	(2,828,244)	(339,870)
期首現在純資産		2,441,756,100	293,425,831
期末現在純資産		2,342,898,409	281,546,102

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2014年12月31日に終了した年度

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	51,785,035	4,767,330
預金利息	2.6	7,610,124	700,588
収益合計		59,395,159	5,467,918
費用			
代行協会員報酬	5	10,181,284	937,289
投資運用報酬	4	2,251,773	207,298
管理事務代行報酬	7	1,250,118	115,086
保管報酬	6	848,024	78,069
管理報酬	3	451,440	41,560
公告費		133,405	12,281
年次税	9	207,415	19,095
弁護士報酬		31,464	2,897
専門家報酬		23,477	2,161
その他費用		7,549	695
費用合計		15,385,949	1,416,430
投資純利益		44,009,210	4,051,488
投資有価証券実現損失		(7,094,462)	(653,116)
当期投資純利益および実現損失		36,914,748	3,398,372
投資有価証券未実現評価益の純変動		2,981,113	274,441
運用の結果による純資産の純増加		39,895,861	3,672,813
資本の変動			
受益証券発行		2,461,462,334	226,602,222
受益証券買戻し		(2,513,079,689)	(231,354,116)
資本の純変動		(51,617,355)	(4,751,894)
分配金	10	(39,895,861)	(3,672,813)
期首現在純資産		2,124,453,683	195,577,206
期末現在純資産		2,072,836,328	190,825,312

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2014年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	830,485	78,713
預金利息	2.6	109,347	10,364
収益合計		939,832	89,077
費用			
代行協会員報酬	5	138,017	13,081
投資運用報酬	4	96,644	9,160
管理事務代行報酬	7	20,716	1,963
保管報酬	6	14,051	1,332
管理報酬	3	6,929	657
公告費		4,711	447
年次税	9	7,157	678
弁護士報酬		1,113	105
専門家報酬		813	77
その他費用		414	39
費用合計		290,565	27,540
投資純利益		649,267	61,538
投資有価証券実現損失		(246,621)	(23,375)
当期投資純利益および実現損失		402,646	38,163
投資有価証券未実現評価益の純変動		16,261	1,541
投資有価証券未実現評価損の純変動		(5,508)	(522)
運用の結果による純資産の純増加		413,399	39,182
資本の変動			
受益証券発行		28,536,304	2,704,671
受益証券買戻し		(32,271,957)	(3,058,736)
資本の純変動		(3,735,653)	(354,065)
分配金	10	(413,398)	(39,182)
期首現在純資産		71,518,640	6,778,537
期末現在純資産		67,782,988	6,424,472

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2014年12月31日に終了した年度

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	16,953,454	1,530,049
預金利息	2.6	3,408,539	307,621
収益合計		20,361,993	1,837,670
費用			
代行協会員報酬	5	2,916,694	263,232
投資運用報酬	4	771,735	69,649
管理事務代行報酬	7	357,721	32,284
保管報酬	6	242,663	21,900
管理報酬	3	125,882	11,361
公告費		37,607	3,394
年次税	9	57,266	5,168
弁護士報酬		8,620	778
専門家報酬		5,930	535
その他費用		2,393	216
費用合計		4,526,511	408,518
投資純利益		15,835,482	1,429,152
投資有価証券実現損失		(908,083)	(81,954)
当期投資純利益および実現損失		14,927,399	1,347,198
投資有価証券未実現評価損の純変動		(126,261)	(11,395)
運用の結果による純資産の純増加		14,801,138	1,335,803
資本の変動			
受益証券発行		286,850,741	25,888,279
受益証券買戻し		(410,660,028)	(37,062,068)
資本の純変動		(123,809,287)	(11,173,788)
分配金	10	(14,801,139)	(1,335,803)
期首現在純資産		675,047,510	60,923,038
期末現在純資産		551,238,222	49,749,250

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数：				
2012年12月31日	242,446,827,009	199,969,040,612	6,958,219,931	87,951,511,539
2013年12月31日	244,175,610,028	212,445,368,287	7,151,864,008	67,504,750,959
当期発行口数	224,472,462,699	246,146,233,374	2,853,630,442	28,685,074,057
当期買戻し口数	(234,358,231,804)	(251,307,968,825)	(3,227,195,656)	(41,066,002,792)
2014年12月31日	234,289,840,923	207,283,632,836	6,778,298,794	55,123,822,224
	米ドル	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産額：				
2012年12月31日	2,424,468,270	1,999,690,406	69,582,199	879,515,115
2013年12月31日	2,441,756,100	2,124,453,683	71,518,640	675,047,510
2014年12月31日	2,342,898,409	2,072,836,328	67,782,988	551,238,222
期末現在1口当たり純資産価格：				
2012年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2013年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2014年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型アンブレラ型投資信託
財務書類に対する注記
2014年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、2010年法パートIIに基づいて組織されており、2013年法に基づきオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2014年12月31日現在、4つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制およびルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示されている。

2.2) 結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。結合運用計算書および純資産変動計算書は、2014年12月31日に終了した年度における平均為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2014年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのファンド資産および負債は、以下の為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.8164
カナダ・ドル	0.8600
ニュージーランド・ドル	0.7827

2014年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのファンド運用計算書は、以下の平均為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.9028
カナダ・ドル	0.9061
ニュージーランド・ドル	0.8307

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/損の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却された。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

注記3から7で詳述されている以下の報酬において、「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、各サブ・ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、（ ）サブ・ファンドの総利益（有価証券の売買損益を含む。）より、（ ）サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

2014年5月30日まで、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有していた（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の1%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%である。

2014年5月31日以降は、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有している（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%に2.50%を乗じた金額である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.03%である。

注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資運用報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

2014年5月30日まで、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有していた(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%から1.5%の間の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.2%であり、()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%である。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

2014年5月31日以降は、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.19%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.48%である。対象期間に、日本における販売会社は、代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.02%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%である。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.03%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%である。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 取引費用

ファンドは、いかなる取引費用（2010年法で定義されている。）も支払わない。管理会社との間で締結された契約に基づいて、ファンドに係る取引費用は、保管受託銀行が負担する。

注9. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注10. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注11. 関連当事者取引

管理会社および一部の取締役、管理事務代行会社、保管受託銀行、所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社、日本における販売会社ならびに日本における代行協会員は、関連当事者である。関連当事者の報酬は、当年度の運用計算書および純資産変動計算書に計上されており、またその詳細は、本財務書類に対する注記に記載されている。

注12. 後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する期末後の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

投資有価証券明細表
2014年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
その他の債務証券					
A. 譲渡性預金証書			米ドル	米ドル	%
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 07JAN15	米ドル	24,985,252	24,998,612	1.07
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 09FEB15	米ドル	49,967,382	49,985,773	2.13
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 19MAR15	米ドル	24,983,761	24,985,745	1.07
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 22JAN15	米ドル	49,968,076	49,992,019	2.13
50,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CD 10APR15	米ドル	49,965,572	49,971,263	2.13
50,000,000	HSBC FRANCE CD 03MAR15	米ドル	49,971,891	49,980,324	2.13
100,000,000	HSBC FRANCE CD 09MAR15	米ドル	99,942,533	99,955,942	4.27
50,000,000	HSBC FRANCE CD 20FEB15	米ドル	49,971,267	49,983,759	2.13
40,000,000	KOREA DEVELPMNT BK 0.2 YCD 19FEB15	米ドル	40,000,000	40,000,000	1.71
20,000,000	KOREA DEVELPMNT BK 0.2 YCD 20FEB15	米ドル	20,000,000	20,000,000	0.85
30,000,000	KOREA DEVELPMNT BK 0.21 YCD 09JAN15	米ドル	30,000,000	30,000,000	1.28
50,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 16JAN15	米ドル	49,968,714	49,994,219	2.13
55,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 24MAR15	米ドル	54,964,273	54,966,655	2.35
20,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 27FEB15	米ドル	19,987,369	19,991,811	0.85
25,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 27JAN15	米ドル	24,983,847	24,995,239	1.07
50,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 13JAN15	米ドル	49,962,701	49,995,823	2.13
50,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 17FEB15	米ドル	49,973,625	49,986,396	2.13
25,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 26JAN15	米ドル	24,986,951	24,996,252	1.07
25,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 30JAN15	米ドル	24,987,368	24,995,697	1.07
50,000,000	STANDARD CHART BANK HK ECD 08JAN15	米ドル	49,962,972	49,996,378	2.13
100,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 12JAN15	米ドル	99,941,285	99,991,880	4.27
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 16JAN15	米ドル	49,971,267	49,994,691	2.16
譲渡性預金証書合計			989,446,106	989,758,478	42.26
B. コマーシャル・ペーパー			米ドル	米ドル	%
33,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 10MAR15	米ドル	32,980,541	32,984,866	1.41
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 13FEB15	米ドル	99,943,452	99,972,341	4.27
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 17FEB15	米ドル	99,943,809	99,970,072	4.27
50,000,000	AKADEMISKA HUS AB CP 23JAN15	米ドル	49,962,216	49,992,506	2.13
26,000,000	ALLIANZ SE CP 02FEB15	米ドル	25,993,935	25,995,090	1.11
75,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 16MAR15	米ドル	74,962,935	74,968,349	3.20
20,000,000	KIWIBANK LTD ECP 09JAN15	米ドル	19,990,399	19,998,945	0.85
75,000,000	OVERSEAS CHINESE BANKING CP 07APR15	米ドル	74,942,753	74,955,118	3.20
75,000,000	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 26FEB15	米ドル	74,961,270	74,975,846	3.20
50,000,000	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 27FEB15	米ドル	49,973,472	49,982,801	2.13

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2014年12月31日現在
--

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
その他の債務証券(続き)					
B. コマーシャル・ペーパー(続き)			米ドル	米ドル	%
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 02JAN15	米ドル	29,983,734	29,999,475	1.28
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 16MAR15	米ドル	29,979,539	29,982,912	1.28
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 17FEB15	米ドル	29,980,080	29,989,390	1.28
20,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 26FEB15	米ドル	19,987,230	19,991,950	0.85
40,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 27FEB15	米ドル	39,974,738	39,983,621	1.71
50,000,000	PRUDENTIAL PLC ECP 01APR15	米ドル	49,964,733	49,973,186	2.13
50,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 02MAR15	米ドル	49,974,735	49,982,782	2.13
38,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 10MAR15	米ドル	37,980,535	37,984,861	1.62
30,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 23FEB15	米ドル	29,979,002	29,990,611	1.28
28,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 24MAR15	米ドル	27,985,308	27,986,287	1.19
100,000,000	STANDARD CHART BNK (SGP) CP 16MAR15	米ドル	99,940,036	99,949,364	4.27
25,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 13APR15	米ドル	24,983,067	24,985,565	1.07
50,000,000	UNILEVER NV CP 09FEB15	米ドル	49,977,052	49,989,186	2.13
コマーシャル・ペーパー合計			1,124,344,571	1,124,585,124	47.99
その他の債務証券合計			2,113,790,677	2,114,343,602	90.25
投資有価証券合計			2,113,790,677	2,114,343,602	90.25

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2014年12月31日現在
--

USドル・ポートフォリオ
投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	32.86
		32.86
フランス	政府機関	9.95
	銀行およびその他の金融機関	8.57
		18.52
英国	銀行およびその他の金融機関	7.49
	保険	2.18
		9.67
シンガポール	銀行およびその他の金融機関	7.44
		7.44
フィンランド	銀行およびその他の金融機関	6.39
		6.39
オランダ	銀行およびその他の金融機関	3.19
	各種消費財	2.13
		5.32
アメリカ合衆国	銀行およびその他の金融機関	3.83
		3.83
香港	銀行およびその他の金融機関	2.13
		2.13
スウェーデン	政府機関	2.13
		2.13
ドイツ	銀行およびその他の金融機関	1.11
		1.11
ニュージーランド	銀行およびその他の金融機関	0.85
		0.85
投資有価証券合計		90.25

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表
2014年12月31日現在
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位：オーストラリア・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			豪ドル	豪ドル	%
33,000,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 19JAN15	豪ドル	33,114,090	33,019,607	1.59
債券合計			33,114,090	33,019,607	1.59
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			33,114,090	33,019,607	1.59
II. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー			豪ドル	豪ドル	%
46,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 10MAR15	豪ドル	45,679,104	45,750,414	2.21
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN15	豪ドル	49,651,063	49,890,009	2.41
50,000,000	ANZ BANKING CP 28JAN15	豪ドル	49,658,625	49,892,393	2.41
100,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 03MAR15	豪ドル	99,322,126	99,525,489	4.80
175,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 11MAR15	豪ドル	173,805,090	174,057,349	8.40
110,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 23MAR15	豪ドル	109,224,506	109,284,822	5.27
45,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 24MAR15	豪ドル	44,681,643	44,702,867	2.16
68,000,000	DNB BANK ASA CP 12JAN15	豪ドル	67,504,703	67,931,501	3.28
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 09APR15	豪ドル	99,084,160	99,243,107	4.79
74,000,000	KIWIBANK LTD ECP 20JAN15	豪ドル	73,472,630	73,883,423	3.56
25,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 22JAN15	豪ドル	24,830,951	24,957,738	1.20
100,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 27FEB15	豪ドル	99,321,628	99,560,176	4.80
100,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 24FEB15	豪ドル	99,518,386	99,564,994	4.80
90,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 27FEB15	豪ドル	89,581,951	89,588,918	4.32
100,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 09JAN15	豪ドル	99,099,952	99,926,226	4.82
75,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 20JAN15	豪ドル	74,486,046	74,882,684	3.61
75,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 23FEB15	豪ドル	74,302,588	74,690,664	3.60
75,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 14JAN15	豪ドル	74,484,156	74,915,895	3.61
100,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 26FEB15	豪ドル	99,302,127	99,560,036	4.80
20,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 12FEB15	豪ドル	19,823,265	19,934,099	0.96
100,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 13JAN15	豪ドル	99,081,024	99,897,892	4.82
40,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 20FEB15	豪ドル	39,719,842	39,841,651	1.94
その他の債務証券合計			1,705,635,566	1,711,482,347	82.57
投資有価証券合計			1,738,749,656	1,744,501,954	84.16

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2014年12月31日現在
--

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	政府機関	20.59
		20.59
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	12.48
	持ち株会社および金融会社	7.86
		20.34
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	10.42
	銀行およびその他の金融機関	4.89
	政府機関	4.81
		20.12
オランダ		
	銀行およびその他の金融機関	4.69
	政府機関	3.52
		8.21
カナダ		
	銀行およびその他の金融機関	4.69
		4.69
英国		
	銀行およびその他の金融機関	3.53
		3.53
ニュージーランド		
	銀行およびその他の金融機関	3.48
		3.48
ノルウェー		
	銀行およびその他の金融機関	3.20
		3.20
投資有価証券合計		84.16

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2014年12月31日現在
--

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位：カナダ・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
	債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
13,000,000	CANADA HOUSING TST 2.95 15MAR15	カナダ・ドル	13,063,570	13,053,091	19.26
	債券合計		13,063,570	13,053,091	19.26
	公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		13,063,570	13,053,091	19.26
II. その他の債務証券					
	コマーシャル・ペーパー		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
15,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 03FEB15	カナダ・ドル	14,958,104	14,984,061	22.11
14,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 13FEB15	カナダ・ドル	13,966,093	13,983,415	20.63
10,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 23FEB15	カナダ・ドル	9,982,807	9,984,748	14.73
5,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 16MAR15	カナダ・ドル	4,987,142	4,989,263	7.36
	コマーシャル・ペーパー合計		43,894,146	43,941,487	64.83
	その他の債務証券合計		43,894,146	43,941,487	64.83
	投資有価証券合計		56,957,716	56,994,578	84.09

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2014年12月31日現在
--

カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
ドイツ	銀行およびその他の金融機関	20.63
	モーゲージおよび資金調達機関	14.75
		35.38
カナダ	政府機関	19.26
	銀行およびその他の金融機関	7.35
		26.61
フランス	政府機関	22.10
		22.10
投資有価証券合計		84.09

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表
2014年12月31日現在
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
	中期債券		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
4,717,000	RABOBANK NEDERLAND 4.25 10FEB15	ニュージーランド・ドル	4,719,830	4,718,887	0.86
	中期債券合計		4,719,830	4,718,887	0.86
	公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		4,719,830	4,718,887	0.86
II. その他の債務証券					
	A. 譲渡性預金証書		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
30,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 04FEB15	ニュージーランド・ドル	29,720,495	29,890,629	5.42
	譲渡性預金証書合計		29,720,495	29,890,629	5.42
	B. コマーシャル・ペーパー		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24FEB15	ニュージーランド・ドル	29,717,034	29,827,760	5.41
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB15	ニュージーランド・ドル	39,628,859	39,759,370	7.21
40,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 20FEB15	ニュージーランド・ドル	39,630,337	39,791,060	7.22
45,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 12FEB15	ニュージーランド・ドル	44,585,822	44,801,915	8.13
45,000,000	KIWIBANK LTD ECP 23MAR15	ニュージーランド・ドル	44,575,211	44,612,555	8.09
45,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 12FEB15	ニュージーランド・ドル	44,585,822	44,801,915	8.13
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 27FEB15	ニュージーランド・ドル	49,547,738	49,706,775	9.02
50,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 30JAN15	ニュージーランド・ドル	49,542,278	49,844,073	9.04
30,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 16MAR15	ニュージーランド・ドル	29,719,785	29,765,973	5.40
	コマーシャル・ペーパー合計		371,532,886	372,911,396	67.65
	その他の債務証券合計		401,253,381	402,802,025	73.07
	投資有価証券合計		405,973,211	407,520,912	73.93

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2014年12月31日現在
--

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	政府機関	19.85
		19.85
ドイツ		
	銀行およびその他の金融機関	17.13
		17.13
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	13.51
		13.51
オランダ		
	政府機関	9.05
	銀行およびその他の金融機関	0.79
		9.84
ニュージーランド		
	銀行およびその他の金融機関	8.16
		8.16
カナダ		
	銀行およびその他の金融機関	5.44
		5.44
投資有価証券合計		73.93

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Combined statement of net assets as at December 31, 2014
Combined

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD (*)
Assets		
Investments		
At cost		3,900,044,764
At year-end value	2.3	3,906,536,952
Cash at bank		626,490,444
Receivable on subscriptions		16,616,123
Interest receivable on investments	2.6	465,578
Interest receivable on cash	2.6	172,808
Total assets		4,550,281,905
Liabilities		
Payable on redemptions		16,351,324
Dividend payable	10	4,522,746
Agent Company fee payable	5	2,804,553
Investment manager fee payable	4	736,401
Administration fee payable	7	356,483
Custodian fee payable	6	241,808
Management fee payable	3	172,257
"Taxe d'abonnement" payable	9	114,352
Legal expenses payable		36,779
Publication expenses payable		21,915
Professional expenses payable		13,773
Total liabilities		25,372,391
Total net assets		4,524,909,514

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2014

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Assets		
Investments		
At cost		2,113,790,677
At year-end value	2.3	2,114,343,602
Cash at bank		232,527,345
Receivable on subscriptions		9,617,517
Interest receivable on investments	2.6	27,905
Interest receivable on cash	2.6	533
Total assets		2,356,516,902
Liabilities		
Payable on redemptions		12,586,024
Dividend payable	10	535,187
Agent Company fee payable	5	216,448
Investment manager fee payable	4	115,066
Administration fee payable	7	32,466
Custodian fee payable	6	22,011
Management fee payable	3	10,820
"Taxe d'abonnement" payable	9	58,788
Legal expenses payable		19,314
Publication expenses payable		15,137
Professional expenses payable		7,232
Total liabilities		13,618,493
Total net assets		2,342,898,409
Number of units outstanding		234,289,840,923
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of net assets as at December 31, 2014
Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	AUD
Assets		
Investments		
At cost		1,738,749,656
At year-end value	2.3	1,744,501,954
Cash at bank		331,894,152
Receivable on subscriptions		7,228,698
Interest receivable on investments	2.6	248,422
Interest receivable on cash	2.6	147,813
Total assets		2,084,021,039
Liabilities		
Payable on redemptions		3,867,801
Dividend payable	10	3,492,157
Agent Company fee payable	5	2,498,743
Investment manager fee payable	4	562,361
Administration fee payable	7	312,149
Custodian fee payable	6	211,749
Management fee payable	3	156,179
"Taxe d'abonnement" payable	9	53,150
Legal expenses payable		16,472
Publication expenses payable		7,782
Professional expenses payable		6,168
Total liabilities		11,184,711
Total net assets		2,072,836,328
Number of units outstanding		207,283,632,836
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2014

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	CAD
Assets		
Investments		
At cost		56,957,716
At year-end value	2.3	56,994,578
Cash at bank		10,718,783
Receivable on subscriptions		73,128
Interest receivable on investments	2.6	111,635
Interest receivable on cash	2.6	1,114
Total assets		67,899,238
Liabilities		
Payable on redemptions		8,940
Dividend payable	10	39,529
Agent Company fee payable	5	32,470
Investment manager fee payable	4	22,761
Administration fee payable	7	4,876
Custodian fee payable	6	3,304
Management fee payable	3	1,649
"Taxe d'abonnement" payable	9	1,693
Legal expenses payable		557
Publication expenses payable		262
Professional expenses payable		209
Total liabilities		116,250
Total net assets		67,782,988
Number of units outstanding		6,778,298,794
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of net assets as at December 31, 2014
New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	NZD
Assets		
Investments		
At cost		405,973,211
At year-end value	2.3	407,520,912
Cash at bank		145,376,978
Receivable on subscriptions		1,321,333
Interest receivable on investments	2.6	177,404
Interest receivable on cash	2.6	64,703
Total assets		554,461,330
Liabilities		
Payable on redemptions		766,499
Dividend payable	10	1,408,673
Agent Company fee payable	5	664,632
Investment manager fee payable	4	182,252
Administration fee payable	7	83,027
Custodian fee payable	6	56,322
Management fee payable	3	41,541
"Taxe d'abonnement" payable	9	13,691
Legal expenses payable		4,522
Publication expenses payable		254
Professional expenses payable		1,695
Total liabilities		3,223,108
Total net assets		551,238,222
Number of units outstanding		55,123,822,224
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

**Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2014**

Combined

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD (*)
Income		
Interest income on investments	2.6	66,787,585
Bank interest	2.6	10,007,037
Total income		76,794,622
Expenses		
Agent company fee	5	12,634,372
Investment manager fee	4	3,233,628
Administration fee	7	1,578,751
Custodian fee	6	1,070,886
Management fee	3	563,144
Publication expenses		314,626
"Taxe d'abonnement"	9	479,082
Legal expenses		72,988
Professional expenses		52,612
Other expenses		17,971
Total expenses		20,018,060
Net investment gain		56,776,562
Realised:		
Loss on investments		(8,004,483)
Net investment gain and realised loss for the year		48,772,079
Change in unrealised:		
Appreciation on investments		3,052,687
Depreciation on investments		(308,652)
Net increase in net assets as a result of operations		51,516,114
Movements in capital		
Subscriptions of units		4,731,076,478
Redemptions of units		(4,982,767,566)
Net movement in capital		(251,691,088)
Dividend distributed	10	(51,516,114)
Net assets at the beginning of the year		4,939,731,335
Exchange difference	2.2	(163,130,733)
Net assets at the end of the year		4,524,909,514

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2014

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Income		
Interest income on investments	2.6	5,200,319
Bank interest	2.6	206,064
Total income		5,406,383
Expenses		
Agent company fee	5	894,754
Investment manager fee	4	472,078
Administration fee	7	134,214
Custodian fee	6	90,978
Management fee	3	44,735
Publication expenses		158,679
“Taxe d’abonnement”	9	237,772
Legal expenses		36,413
Professional expenses		25,754
Other expenses		8,794
Total expenses		2,104,171
Net investment gain		3,302,212
Realised:		
Loss on investments		(621,795)
Net investment gain and realised loss for the year		2,680,417
Change in unrealised:		
Appreciation on investments		346,604
Depreciation on investments		(198,777)
Net increase in net assets as a result of operations		2,828,244
Movement in capital		
Subscriptions of units		2,244,724,627
Redemptions of units		(2,343,582,318)
Net movement in capital		(98,857,691)
Dividend distributed	10	(2,828,244)
Net assets at the beginning of the year		2,441,756,100
Net assets at the end of the year		2,342,898,409

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2014

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	51,785,035
Bank interest	2.6	7,610,124
Total income		59,395,159
Expenses		
Agent company fee	5	10,181,284
Investment manager fee	4	2,251,773
Administration fee	7	1,250,118
Custodian fee	6	848,024
Management fee	3	451,440
Publication expenses		133,405
"Taxe d'abonnement"	9	207,415
Legal expenses		31,464
Professional expenses		23,477
Other expenses		7,549
Total expenses		15,385,949
Net investment gain		44,009,210
Realised:		
Loss on investments		(7,094,462)
Net investment gain and realised loss for the year		36,914,748
Change in unrealised:		
Appreciation on investments		2,981,113
Net increase in net assets as a result of operations		39,895,861
Movement in capital		
Subscriptions of units		2,461,462,334
Redemptions of units		(2,513,079,689)
Net movement in capital		(51,617,355)
Dividend distributed	10	(39,895,861)
Net assets at the beginning of the year		2,124,453,683
Net assets at the end of the year		2,072,836,328

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2014

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	830,485
Bank interest	2.6	109,347
Total income		939,832
Expenses		
Agent company fee	5	138,017
Investment manager fee	4	96,644
Administration fee	7	20,716
Custodian fee	6	14,051
Management fee	3	6,929
Publication expenses		4,711
“Taxe d’abonnement”	9	7,157
Legal expenses		1,113
Professional expenses		813
Other expenses		414
Total expenses		290,565
Net investment gain		649,267
Realised:		
Loss on investments		(246,621)
Net investment gain and realised loss for the year		402,646
Change in unrealised:		
Appreciation on investments		16,261
Depreciation on investments		(5,508)
Net increase in net assets as a result of operations		413,399
Movement in capital		
Subscriptions of units		28,536,304
Redemptions of units		(32,271,957)
Net movement in capital		(3,735,653)
Dividend distributed	10	(413,398)
Net assets at the beginning of the year		71,518,640
Net assets at the end of the year		67,782,988

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2014

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	16,953,454
Bank interest	2.6	3,408,539
Total income		20,361,993
Expenses		
Agent company fee	5	2,916,694
Investment manager fee	4	771,735
Administration fee	7	357,721
Custodian fee	6	242,663
Management fee	3	125,882
Publication expenses		37,607
"Taxe d'abonnement"	9	57,266
Legal expenses		8,620
Professional expenses		5,930
Other expenses		2,393
Total expenses		4,526,511
Net investment gain		15,835,482
Realised:		
Loss on investments		(908,083)
Net investment gain and realised loss for the year		14,927,399
Change in unrealised:		
Depreciation on investments		(126,261)
Net increase in net assets as a result of operations		14,801,138
Movement in capital		
Subscriptions of units		286,850,741
Redemptions of units		(410,660,028)
Net movement in capital		(123,809,287)
Dividend distributed	10	(14,801,139)
Net assets at the beginning of the year		675,047,510
Net assets at the end of the year		551,238,222

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND

Mutual Investment Umbrella Fund

Statistical information

	US Dollar Portfolio	Australian Dollar Portfolio	Canadian Dollar Portfolio	New Zealand Dollar Portfolio
Number of units outstanding at the end of the year:				
December 31, 2012	242,446,827,009	199,969,040,612	6,958,219,931	87,951,511,539
December 31, 2013	244,175,610,028	212,445,368,287	7,151,864,008	67,504,750,959
Units issued	224,472,462,699	246,146,233,374	2,853,630,442	28,685,074,057
Units redeemed	(234,358,231,804)	(251,307,968,825)	(3,227,195,656)	(41,066,002,792)
December 31, 2014	234,289,840,923	207,283,632,836	6,778,298,794	55,123,822,224
Net assets at the end of the year:				
	USD	AUD	CAD	NZD
December 31, 2012	2,424,468,270	1,999,690,406	69,582,199	879,515,115
December 31, 2013	2,441,756,100	2,124,453,683	71,518,640	675,047,510
December 31, 2014	2,342,898,409	2,072,836,328	67,782,988	551,238,222
Net asset per unit at the end of the year:				
	USD	AUD	CAD	NZD
December 31, 2012	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2013	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2014	0.01	0.01	0.01	0.01

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements****(As at December 31, 2014)****Note 1 - Activity**

NIKKO MONEY MARKET FUND (the “Fund”), organised as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Custodian or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of 2010 Law and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of the 2013 Law.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2014, there are four sub-funds in operation:

- * NIKKO MONEY MARKET FUND - US DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “US Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “Australian Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “Canadian Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “New Zealand Dollar Portfolio”)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment and generally accepted accounting principles.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Combined statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing. The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds statements of operations and changes in net assets converted in USD at the average exchange rates applicable for the year ended December 31, 2014.

The exchange rates used for the translation of the Fund's assets and liabilities not denominated in USD as at December 31, 2014 are as follow:

Currency	Exchange rate
AUD	0.8164
CAD	0.8600
NZD	0.7827

The average exchange rates used for the translation of the Fund's statements of operations and changes in net assets not denominated in USD as at December 31, 2014 are as follow:

Currency	Exchange rate
AUD	0.9028
CAD	0.9061
NZD	0.8307

2.3 - Investments in securities

Each sub-fund's portfolio bonds, debt securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments". At maturity, the net income realised is included under the heading of "Interest income on investments".

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the currency of the sub-fund are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of the sub-fund at exchange rates ruling at the transaction dates.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.6 - Income**

Interest income is accrued on a daily basis.

In the following fees described in notes 3 to 7, Gross Yield Less Other Expenses ("GYLOE") means a rate calculated daily by the Management Company, which is equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties and "Gross Income Less Other Expenses" ("GILOE") means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties.

Note 3 - Management fee

Until May 30, 2014, the Management Company was entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which was calculated as follows: (i) if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is 0.01% p.a. of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter. Since May 31, 2014, the Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 20% of such GILOE multiplied by 2.50%; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Management Company is 0.02% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is 0.03% p.a. of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment manager fee

The Investment Manager is entitled to a fee, payable in arrears out of the assets of each sub-fund at the end of each quarter, which is calculated as below. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Manager is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. If daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the total fee payable to the Investment Manager is calculated as below on the basis of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

US Dollar Portfolio

0.15 % up to (and including) USD 200 million;
0.125 % for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;
0.10 % for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and
0.09% for a portion of more than USD 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2014)

Note 4 - Investment manager fee (continued)

Australian Dollar Portfolio

0.15 % up to (and including) AUD 200 million;
 0.125 % for a portion of more than AUD 200 million, to (and including) AUD 500 million;
 0.10 % for a portion of more than AUD 500 million, to (and including) AUD 2 billion; and
 0.09 % for a portion of more than AUD 2 billion.

Canadian Dollar Portfolio

0.15 % up to (and including) CAD 200 million;
 0.125 % for a portion of more than CAD 200 million, to (and including) CAD 500 million;
 0.10 % for a portion of more than CAD 500 million, to (and including) CAD 2 billion; and
 0.09 % for a portion of more than CAD 2 billion.

New Zealand Dollar Portfolio

0.15 % up to (and including) NZD 200 million;
 0.125 % for a portion of more than NZD 200 million, to (and including) NZD 500 million;
 0.10 % for a portion of more than NZD 500 million, to (and including) NZD 2 billion; and
 0.09 % for a portion of more than NZD 2 billion.

Note 5 - Agent Company fee

Until May 30, 2014, the Agent Company was entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which was calculated as follows: (i) if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of such GYLOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.2% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable is at an annual rate of 0.50% p.a. of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since May 31, 2014, the Agent Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of such GYLOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.19% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Agent Company is 0.48% p.a. of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

For the year in scope, the distributors in Japan receive any fees payable out of the fee payable to the Agent Company. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company are borne by the relevant sub-fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)****(As at December 31, 2014)****Note 6 - Custodian fee**

The Custodian is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Custodian is 2% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Custodian is 0.02% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter; (iii) if the GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Custodian is 0.04% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the custodian and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

Note 7 - Administration fee

The Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter and; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable is 0.06% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent are borne by the Fund.

Note 8 - Transaction costs

The Fund does not pay any transaction costs (as defined in the 2010 Law). In agreement with the Manager, transaction costs related to the Fund are borne by the Custodian.

Note 9 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a capital tax (the "taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under present law, neither the Fund nor the unitholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)****(As at December 31, 2014)****Note 10 - Dividend policy**

The objective of the Management Company is to maintain each sub-fund's net asset value per unit at USD 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

The dividend declared and accrued is paid at the time of the units' repurchase together with the relevant repurchase price.

Furthermore, on the last business day of each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

Note 11 - Related party transactions

The Management Company and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, Domiciliary Agent, Administrative Agent, Registrar and Transfer Agent, the Distributor and the Agent Company in Japan are related parties. Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 12 - Subsequent event

There has been no significant event after year-end which in the opinion of the Management Company requires disclosure in the present financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2014
US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
Other debt instruments					
A. Certificates of deposit			USD	USD	%
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 07JAN15	USD	24,985,252	24,998,612	1.07
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 09FEB15	USD	49,967,382	49,985,773	2.13
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 19MAR15	USD	24,983,761	24,985,745	1.07
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 22JAN15	USD	49,968,076	49,992,019	2.13
50,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CD 10APR15	USD	49,965,572	49,971,263	2.13
50,000,000	HSBC FRANCE CD 03MAR15	USD	49,971,891	49,980,324	2.13
100,000,000	HSBC FRANCE CD 09MAR15	USD	99,942,533	99,955,942	4.27
50,000,000	HSBC FRANCE CD 20FEB15	USD	49,971,267	49,983,759	2.13
40,000,000	KOREA DEVELPMNT BK 0.2 YCD 19FEB15	USD	40,000,000	40,000,000	1.71
20,000,000	KOREA DEVELPMNT BK 0.2 YCD 20FEB15	USD	20,000,000	20,000,000	0.85
30,000,000	KOREA DEVELPMNT BK 0.21 YCD 09JAN15	USD	30,000,000	30,000,000	1.28
50,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 16JAN15	USD	49,968,714	49,994,219	2.13
55,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 24MAR15	USD	54,964,273	54,966,655	2.35
20,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 27FEB15	USD	19,987,369	19,991,811	0.85
25,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 27JAN15	USD	24,983,847	24,995,239	1.07
50,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 13JAN15	USD	49,962,701	49,995,823	2.13
50,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 17FEB15	USD	49,973,625	49,986,396	2.13
25,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 26JAN15	USD	24,986,951	24,996,252	1.07
25,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 30JAN15	USD	24,987,368	24,995,697	1.07
50,000,000	STANDARD CHART BANK HK ECD 08JAN15	USD	49,962,972	49,996,378	2.13
100,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 12JAN15	USD	99,941,285	99,991,880	4.27
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 16JAN15	USD	49,971,267	49,994,691	2.16
Total certificates of deposit			989,446,106	989,758,478	42.26
B. Commercial papers			USD	USD	%
33,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 10MAR15	USD	32,980,541	32,984,866	1.41
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 13FEB15	USD	99,943,452	99,972,341	4.27
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 17FEB15	USD	99,943,809	99,970,072	4.27
50,000,000	AKADEMISKA HUS AB CP 23JAN15	USD	49,962,216	49,992,506	2.13
26,000,000	ALLIANZ SE CP 02FEB15	USD	25,993,935	25,995,090	1.11

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2014 (continued)
US Dollar Portfolio (continued)

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
Other debt instruments (continued)					
B. Commercial papers (continued)			USD	USD	%
75,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 16MAR15	USD	74,962,935	74,968,349	3.20
20,000,000	KIWIBANK LTD ECP 09JAN15	USD	19,990,399	19,998,945	0.85
75,000,000	OVERSEAS CHINESE BANKING CP 07APR15	USD	74,942,753	74,955,118	3.20
75,000,000	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 26FEB15	USD	74,961,270	74,975,846	3.20
50,000,000	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 27FEB15	USD	49,973,472	49,982,801	2.13
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 02JAN15	USD	29,983,734	29,999,475	1.28
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 16MAR15	USD	29,979,539	29,982,912	1.28
30,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 17FEB15	USD	29,980,080	29,989,390	1.28
20,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 26FEB15	USD	19,987,230	19,991,950	0.85
40,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 27FEB15	USD	39,974,738	39,983,621	1.71
50,000,000	PRUDENTIAL PLC ECP 01APR15	USD	49,964,733	49,973,186	2.13
50,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 02MAR15	USD	49,974,735	49,982,782	2.13
38,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 10MAR15	USD	37,980,535	37,984,861	1.62
30,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 23FEB15	USD	29,979,002	29,990,611	1.28
28,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 24MAR15	USD	27,985,308	27,986,287	1.19
100,000,000	STANDARD CHART BNK (SGP) CP 16MAR15	USD	99,940,036	99,949,364	4.27
25,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 13APR15	USD	24,983,067	24,985,565	1.07
50,000,000	UNILEVER NV CP 09FEB15	USD	49,977,052	49,989,186	2.13
Total commercial papers			1,124,344,571	1,124,585,124	47.99
Total other debt instruments			2,113,790,677	2,114,343,602	90.25
Total investments			2,113,790,677	2,114,343,602	90.25

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2014

US Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Australia		
	Banks & Other Credit Institutions	32.86
		32.86
France		
	Government Agencies	9.95
	Banks & Other Credit Institutions	8.57
		18.52
United Kingdom		
	Banks & Other Credit Institutions	7.49
	Insurance	2.18
		9.67
Singapore		
	Banks & Other Credit Institutions	7.44
		7.44
Finland		
	Banks & Other Credit Institutions	6.39
		6.39
Netherlands		
	Banks & Other Credit Institutions	3.19
	Miscellaneous Consumer Goods	2.13
		5.32
USA		
	Banks & Other Credit Institutions	3.83
		3.83
Hong Kong		
	Banks & Other Credit Institutions	2.13
		2.13
Sweden		
	Government Agencies	2.13
		2.13
Germany		
	Banks & Other Credit Institutions	1.11
		1.11
New Zealand		
	Banks & Other Credit Institutions	0.85
		0.85
Total investments		90.25

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2014
Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Period-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			AUD	AUD	%
33,000,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 19JAN15	AUD	33,114,090	33,019,607	1.59
Total bonds			33,114,090	33,019,607	1.59
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			33,114,090	33,019,607	1.59
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers			AUD	AUD	%
46,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 10MAR15	AUD	45,679,104	45,750,414	2.21
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN15	AUD	49,651,063	49,890,009	2.41
50,000,000	ANZ BANKING CP 28JAN15	AUD	49,658,625	49,892,393	2.41
100,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 03MAR15	AUD	99,322,126	99,525,489	4.80
175,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 11MAR15	AUD	173,805,090	174,057,349	8.40
110,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 23MAR15	AUD	109,224,506	109,284,822	5.27
45,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 24MAR15	AUD	44,681,643	44,702,867	2.16
68,000,000	DNB BANK ASA CP 12JAN15	AUD	67,504,703	67,931,501	3.28
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 09APR15	AUD	99,084,160	99,243,107	4.79
74,000,000	KIWIBANK LTD ECP 20JAN15	AUD	73,472,630	73,883,423	3.56
25,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 22JAN15	AUD	24,830,951	24,957,738	1.20
100,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 27FEB15	AUD	99,321,628	99,560,176	4.80
100,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 24FEB15	AUD	99,518,386	99,564,994	4.80
90,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 27FEB15	AUD	89,581,951	89,588,918	4.32
100,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 09JAN15	AUD	99,099,952	99,926,226	4.82
75,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 20JAN15	AUD	74,486,046	74,882,684	3.61
75,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 23FEB15	AUD	74,302,588	74,690,664	3.60
75,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 14JAN15	AUD	74,484,156	74,915,895	3.61
100,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 26FEB15	AUD	99,302,127	99,560,036	4.80
20,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 12FEB15	AUD	19,823,265	19,934,099	0.96
100,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 13JAN15	AUD	99,081,024	99,897,892	4.82
40,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 20FEB15	AUD	39,719,842	39,841,651	1.94
Total other debt instruments			1,705,635,566	1,711,482,347	82.57
Total investments			1,738,749,656	1,744,501,954	84.16

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2014

Australian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
France	Government Agencies	20.59
		20.59
Australia	Banks & Other Credit Institutions	12.48
	Holding & Finance Companies	7.86
		20.34
Germany	Mortgage & Funding Institutions	10.42
	Banks & Other Credit Institutions	4.89
	Government Agencies	4.81
		20.12
Netherlands	Banks & Other Credit Institutions	4.69
	Government Agencies	3.52
		8.21
Canada	Banks & Other Credit Institutions	4.69
		4.69
United Kingdom	Banks & Other Credit Institutions	3.53
		3.53
New Zealand	Banks & Other Credit Institutions	3.48
		3.48
Norway	Banks & Other Credit Institutions	3.20
		3.20
Total investments		84.16

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of investments as at December 31, 2014

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Period-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
Bonds			CAD	CAD	%
13,000,000	CANADA HOUSING TST 2.95 15MAR15	CAD	13,063,570	13,053,091	19.26
Total bonds			13,063,570	13,053,091	19.26
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			13,063,570	13,053,091	19.26
II. Other debt instruments					
Commercial papers			CAD	CAD	%
15,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 03FEB15	CAD	14,958,104	14,984,061	22.11
14,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 13FEB15	CAD	13,966,093	13,983,415	20.63
10,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 23FEB15	CAD	9,982,807	9,984,748	14.73
5,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 16MAR15	CAD	4,987,142	4,989,263	7.36
Total commercial papers			43,894,146	43,941,487	64.83
Total other debt instruments			43,894,146	43,941,487	64.83
Total investments			56,957,716	56,994,578	84.09

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2014

Canadian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Germany	Banks & Other Credit Institutions	20.63
	Mortgage & Funding Institutions	14.75
		<u>35.38</u>
Canada	Government Agencies	19.26
	Banks & Other Credit Institutions	7.35
		<u>26.61</u>
France	Government Agencies	22.10
		<u>22.10</u>
Total investments		<u>84.09</u>

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2014
New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Period-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
Medium term note			NZD	NZD	%
4,717,000	RABOBANK NEDERLAND 4.25 10FEB15	NZD	4,719,830	4,718,887	0.86
Total medium term note			4,719,830	4,718,887	0.86
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			4,719,830	4,718,887	0.86
II. Other debt instruments					
A. Certificates of deposit			NZD	NZD	%
30,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 04FEB15	NZD	29,720,495	29,890,629	5.42
Total certificates of deposit			29,720,495	29,890,629	5.42
B. Commercial papers			NZD	NZD	%
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24FEB15	NZD	29,717,034	29,827,760	5.41
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB15	NZD	39,628,859	39,759,370	7.21
40,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 20FEB15	NZD	39,630,337	39,791,060	7.22
45,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 12FEB15	NZD	44,585,822	44,801,915	8.13
45,000,000	KIWIBANK LTD ECP 23MAR15	NZD	44,575,211	44,612,555	8.09
45,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 12FEB15	NZD	44,585,822	44,801,915	8.13
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 27FEB15	NZD	49,547,738	49,706,775	9.02
50,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 30JAN15	NZD	49,542,278	49,844,073	9.04
30,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 16MAR15	NZD	29,719,785	29,765,973	5.40
Total commercial papers			371,532,886	372,911,396	67.65
Total other debt instruments			401,253,381	402,802,025	73.07
Total investments			405,973,211	407,520,912	73.93

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2014

New Zealand Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
France	Government Agencies	19.85
		19.85
Germany	Banks & Other Credit Institutions	17.13
		17.13
Australia	Banks & Other Credit Institutions	13.51
		13.51
Netherlands	Government Agencies	9.05
	Banks & Other Credit Institutions	0.79
		9.84
New Zealand	Banks & Other Credit Institutions	8.16
		8.16
Canada	Banks & Other Credit Institutions	5.44
		5.44
Total investments		73.93

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[前へ](#)

(2) 【2013年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2013年12月31日現在

結合

	注	米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		4,008,223,077	481,668,167
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	4,012,470,827	482,178,619
現金および預金		928,230,026	111,545,402
未収申込金		24,095,222	2,895,523
未収投資有価証券利息	2.6	5,696,999	684,608
未収預金利息	2.6	234,039	28,124
資産合計		4,970,727,113	597,332,277
負債			
未払買戻金		21,620,545	2,598,141
未払分配金	9	4,175,156	501,728
未払代行協会員報酬	5	3,357,142	403,428
未払投資顧問報酬	4	841,275	101,096
未払管理事務代行報酬	7	411,119	49,404
未払保管報酬	6	274,250	32,957
未払年次税	8	122,293	14,696
未払管理報酬	3	75,648	9,091
未払公告費		56,075	6,739
未払弁護士報酬		38,876	4,672
未払専門家報酬		23,399	2,812
負債合計		30,995,778	3,724,763
純資産額		4,939,731,335	593,607,515

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2013年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		2,135,028,291	256,566,350
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	2,135,433,390	256,615,030
現金および預金		302,050,787	36,297,443
未収申込金		16,206,759	1,947,566
未収投資有価証券利息	2.6	929,303	111,674
未収預金利息	2.6	2,740	329
資産合計		2,454,622,979	294,972,043
負債			
未払買戻金		11,890,267	1,428,853
未払分配金	9	404,295	48,584
未払代行協会員報酬	5	250,242	30,072
未払投資顧問報酬	4	131,310	15,780
未払管理事務代行報酬	7	37,540	4,511
未払保管報酬	6	25,024	3,007
未払年次税	8	60,239	7,239
未払管理報酬	3	12,516	1,504
未払公告費		24,395	2,932
未払弁護士報酬		19,439	2,336
未払専門家報酬		11,612	1,395
負債合計		12,866,879	1,546,213
純資産額		2,441,756,100	293,425,831
発行済受益証券口数		244,175,610,028口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.20円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2013年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,551,829,021	142,861,380
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,554,600,206	143,116,495
現金および預金		572,838,765	52,735,537
未収申込金		7,626,797	702,123
未収投資有価証券利息	2.6	5,291,140	487,102
未収預金利息	2.6	210,468	19,376
資産合計		2,140,567,376	197,060,633
負債			
未払買戻金		9,014,800	829,902
未払分配金	9	3,183,198	293,045
未払代行協会員報酬	5	2,654,238	244,349
未払投資顧問報酬	4	571,616	52,623
未払管理事務代行報酬	7	318,302	29,303
未払保管報酬	6	212,355	19,549
未払年次税	8	52,615	4,844
未払管理報酬	3	53,086	4,887
未払公告費		27,337	2,517
未払弁護士報酬		16,272	1,498
未払専門家報酬		9,874	909
負債合計		16,113,693	1,483,427
純資産額		2,124,453,683	195,577,206
発行済受益証券口数		212,445,368,287口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.92円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2013年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		48,956,537	4,640,101
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	48,982,646	4,642,575
現金および預金		22,416,760	2,124,661
未収申込金		210,292	19,931
未収投資有価証券利息	2.6	89,394	8,473
未収預金利息	2.6	3,001	284
資産合計		71,702,093	6,795,924
負債			
未払買戻金		68,275	6,471
未払分配金	9	40,846	3,871
未払代行協会員報酬	5	35,283	3,344
未払投資顧問報酬	4	25,037	2,373
未払管理事務代行報酬	7	5,295	502
未払保管報酬	6	3,525	334
未払年次税	8	1,785	169
未払管理報酬	3	1,770	168
未払公告費		749	71
未払弁護士報酬		568	54
未払専門家報酬		320	30
負債合計		183,453	17,388
純資産額		71,518,640	6,778,537
発行済受益証券口数		7,151,864,008口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.95円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2013年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		556,364,516	50,211,898
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	558,038,477	50,362,973
現金および預金		120,332,395	10,859,999
未収申込金		1,152,995	104,058
未収預金利息	2.6	51,718	4,668
資産合計		679,575,585	61,331,697
負債			
未払買戻金		2,067,379	186,581
未払分配金	9	1,121,714	101,235
未払代行協会員報酬	5	888,111	80,152
未払投資顧問報酬	4	221,415	19,983
未払管理事務代行報酬	7	106,504	9,612
未払保管報酬	6	71,054	6,413
未払年次税	8	16,933	1,528
未払管理報酬	3	17,762	1,603
未払公告費		8,314	750
未払弁護士報酬		5,520	498
未払専門家報酬		3,369	304
負債合計		4,528,075	408,659
純資産額		675,047,510	60,923,038
発行済受益証券口数		67,504,750,959口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.90円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

結合

	注	米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	79,356,019	9,536,213
預金利息	2.6	11,941,932	1,435,062
収益合計		91,297,951	10,971,275
費用			
代行協会員報酬	5	14,685,293	1,764,732
投資顧問報酬	4	3,653,139	438,998
管理事務代行報酬	7	1,797,138	215,962
保管報酬	6	1,198,870	144,068
年次税	8	534,763	64,262
公告費		419,840	50,452
管理報酬	3	329,650	39,614
弁護士報酬		101,872	12,242
専門家報酬		89,769	10,788
その他費用		17,440	2,096
費用合計		22,827,774	2,743,214
投資純利益		68,470,177	8,228,061
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(6,085,330)	(731,274)
当期実現純利益		62,384,847	7,496,787
投資有価証券未実現評価損の純変動		(2,876,817)	(345,707)
運用の結果による純資産の純増加		59,508,030	7,151,080
資本の変動			
受益証券発行		6,614,764,505	794,896,251
受益証券買戻し		(6,642,545,423)	(798,234,683)
資本の純変動		(27,780,918)	(3,338,433)
分配金	9	(59,508,029)	(7,151,080)
期首現在純資産		5,293,588,385	636,130,516
為替調整額		(326,076,133)	(39,184,569)
期末現在純資産		4,939,731,335	593,607,515

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	6,239,596	749,812
預金利息	2.6	299,020	35,933
収益合計		6,538,616	785,745
費用			
代行協会員報酬	5	1,062,108	127,634
投資顧問報酬	4	557,347	66,976
管理事務代行報酬	7	159,317	19,145
保管報酬	6	106,214	12,764
年次税	8	259,070	31,132
公告費		193,374	23,238
管理報酬	3	53,104	6,382
弁護士報酬		47,567	5,716
専門家報酬		41,904	5,036
その他費用		8,266	993
費用合計		2,488,271	299,016
投資純利益		4,050,345	486,730
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(356,775)	(42,874)
当期実現純利益		3,693,570	443,856
投資有価証券未実現評価損の純変動		(316,439)	(38,026)
運用の結果による純資産の純増加		3,377,131	405,830
資本の変動			
受益証券発行		3,289,706,333	395,324,010
受益証券買戻し		(3,272,418,503)	(393,246,532)
資本の純変動		17,287,830	2,077,479
分配金	9	(3,377,131)	(405,830)
期首現在純資産		2,424,468,270	291,348,352
期末現在純資産		2,441,756,100	293,425,831

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	注	オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	58,707,040	5,404,570
預金利息	2.6	8,351,803	768,867
収益合計		67,058,843	6,173,437
費用			
代行協会員報酬	5	10,558,186	971,987
投資顧問報酬	4	2,275,653	209,497
管理事務代行報酬	7	1,266,172	116,564
保管報酬	6	844,719	77,765
年次税	8	213,088	19,617
公告費		172,628	15,892
管理報酬	3	211,168	19,440
弁護士報酬		41,342	3,806
専門家報酬		37,572	3,459
その他費用		6,849	631
費用合計		15,627,377	1,438,656
投資純利益		51,431,466	4,734,781
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(5,158,925)	(474,931)
当期実現純利益		46,272,541	4,259,850
投資有価証券未実現評価損の純変動		(1,782,504)	(164,097)
運用の結果による純資産の純増加		44,490,037	4,095,753
資本の変動			
受益証券発行		3,094,428,410	284,873,079
受益証券買戻し		(2,969,665,134)	(273,387,372)
資本の純変動		124,763,276	11,485,707
分配金	9	(44,490,036)	(4,095,753)
期首現在純資産		1,999,690,406	184,091,499
期末現在純資産		2,124,453,683	195,577,206

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	842,530	79,855
預金利息	2.6	108,972	10,328
収益合計		951,502	90,183
費用			
代行協会員報酬	5	139,724	13,243
投資顧問報酬	4	98,613	9,347
管理事務代行報酬	7	20,966	1,987
保管報酬	6	13,978	1,325
年次税	8	7,275	690
公告費		5,503	522
管理報酬	3	6,993	663
弁護士報酬		1,604	152
専門家報酬		1,182	112
その他費用		223	21
費用合計		296,061	28,061
投資純利益		655,441	62,123
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(172,080)	(16,310)
当期実現純利益		483,361	45,813
投資有価証券未実現評価損の純変動		(63,912)	(6,058)
運用の結果による純資産の純増加		419,449	39,755
資本の変動			
受益証券発行		32,278,994	3,059,403
受益証券買戻し		(30,342,553)	(2,875,867)
資本の純変動		1,936,441	183,536
分配金	9	(419,449)	(39,755)
期首現在純資産		69,582,199	6,595,001
期末現在純資産		71,518,640	6,778,537

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	18,842,031	1,700,493
預金利息	2.6	4,206,317	379,620
収益合計		23,048,348	2,080,113
費用			
代行協会員報酬	5	3,979,826	359,179
投資顧問報酬	4	971,151	87,646
管理事務代行報酬	7	477,269	43,074
保管報酬	6	318,410	28,737
年次税	8	75,958	6,855
公告費		65,801	5,939
管理報酬	3	79,597	7,184
弁護士報酬		15,505	1,399
専門家報酬		12,604	1,138
その他費用		2,835	256
費用合計		5,998,956	541,406
投資純利益		17,049,392	1,538,708
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(690,588)	(62,326)
当期実現純利益		16,358,804	1,476,382
投資有価証券未実現評価損の純変動		(941,596)	(84,979)
運用の結果による純資産の純増加		15,417,208	1,391,403
資本の変動			
受益証券発行		362,851,324	32,747,332
受益証券買戻し		(567,318,930)	(51,200,533)
資本の純変動		(204,467,606)	(18,453,201)
分配金	9	(15,417,207)	(1,391,403)
期首現在純資産		879,515,115	79,376,239
期末現在純資産		675,047,510	60,923,038

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2013年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2010年12月17日法パートIIに基づいて組織されている。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2013年12月31日現在、4つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

2.2) 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.8853
カナダ・ドル	0.9335
ニュージーランド・ドル	0.8154

結合運用計算書および純資産変動計算書は、年平均の為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用および純資産変動の合計である。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.9682
カナダ・ドル	0.9712
ニュージーランド・ドル	0.8204

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/損の純変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。組入証券の時価評価にあたって発生する未実現為替差損益は、「投資有価証券未実現評価益/損の純変動」に含まれている。その他の為替差損益は、直接的に、運用計算書および純資産変動計算書上に計上される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。外貨取引にかかる損益は、当期の損益を決定する際に運用計算書および純資産変動計算書上で認識される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

注記3から7で詳述されている以下の報酬において、「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、各サブ・ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、（ ）サブ・ファンドの総利益（有価証券の売買損益を含む。）より、（ ）サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の1%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%とする。

注4. 投資顧問報酬

投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%から1.5%の間の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.2%であり、日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%から1.5%の間の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.02%であり、グロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%とする。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%から1.5%の間の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.03%であり、日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%とする。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注10. 取引費用

投資有価証券（短期金融商品および債券）の性質から、2013年12月31日に終了した年度中に、取引に係る費用を負担したサブ・ファンドはなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND

Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at December 31, 2013

Combined statement

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Combined USD (*)
Assets		
Investments		
At cost		4,008,223,077
At year-end value	2.3	4,012,470,827
Cash at bank		928,230,026
Subscriptions receivable		24,095,222
Interest receivable on investments	2.6	5,696,999
Interest receivable on cash	2.6	234,039
Total assets		4,970,727,113
Liabilities		
Redemptions payable		21,620,545
Dividend payable	9	4,175,156
Agent company fee payable	5	3,357,142
Investment advisory fee payable	4	841,275
Administration fee payable	7	411,119
Custodian fee payable	6	274,250
"Taxe d'abonnement" payable	8	122,293
Management fee payable	3	75,648
Publication expenses payable		56,075
Legal expenses payable		38,876
Professional expenses payable		23,399
Total liabilities		30,995,778
Total net assets		4,939,731,335

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of net assets as at December 31, 2013
US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Assets		
Investments		
At cost		2,135,028,291
At year-end value	2.3	2,135,433,390
Cash at bank		302,050,787
Subscriptions receivable		16,206,759
Interest receivable on investments	2.6	929,303
Interest receivable on cash	2.6	2,740
Total assets		2,454,622,979
Liabilities		
Redemptions payable		11,890,267
Dividend payable	9	404,295
Agent company fee payable	5	250,242
Investment advisory fee payable	4	131,310
Administration fee payable	7	37,540
Custodian fee payable	6	25,024
"Taxe d'abonnement" payable	8	60,239
Management fee payable	3	12,516
Publication expenses payable		24,395
Legal expenses payable		19,439
Professional expenses payable		11,612
Total liabilities		12,866,879
Total net assets		2,441,756,100
Number of units outstanding		244,175,610,028
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2013

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Assets		
Investments		
At cost		1,551,829,021
At year-end value	2.3	1,554,600,206
Cash at bank		572,838,765
Subscriptions receivable		7,626,797
Interest receivable on investments	2.6	5,291,140
Interest receivable on cash	2.6	210,468
Total assets		2,140,567,376
Liabilities		
Redemptions payable		9,014,800
Dividend payable	9	3,183,198
Agent company fee payable	5	2,654,238
Investment advisory fee payable	4	571,616
Administration fee payable	7	318,302
Custodian fee payable	6	212,355
"Taxe d'abonnement" payable	8	52,615
Management fee payable	3	53,086
Publication expenses payable		27,337
Legal expenses payable		16,272
Professional expenses payable		9,874
Total liabilities		16,113,693
Total net assets		2,124,453,683
Number of units outstanding		212,445,368,287
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2013

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Assets		
Investments		
At cost		48,956,537
At year-end value	2.3	48,982,646
Cash at bank		22,416,760
Subscriptions receivable		210,292
Interest receivable on investments	2.6	89,394
Interest receivable on cash	2.6	3,001
Total assets		71,702,093
Liabilities		
Redemptions payable		68,275
Dividend payable	9	40,846
Agent company fee payable	5	35,283
Investment advisory fee payable	4	25,037
Administration fee payable	7	5,295
Custodian fee payable	6	3,525
"Taxe d'abonnement" payable	8	1,785
Management fee payable	3	1,770
Publication expenses payable		749
Legal expenses payable		568
Professional expenses payable		320
Total liabilities		183,453
Total net assets		71,518,640
Number of units outstanding		7,151,864,008
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND

Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2013

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Assets		
Investments		
At cost		556,364,516
At year-end value	2.3	558,038,477
Cash at bank		120,332,395
Subscriptions receivable		1,152,995
Interest receivable on cash	2.6	51,718
Total assets		679,575,585
Liabilities		
Redemptions payable		2,067,379
Dividend payable	9	1,121,714
Agent company fee payable	5	888,111
Investment advisory fee payable	4	221,415
Administration fee payable	7	106,504
Custodian fee payable	6	71,054
"Taxe d'abonnement" payable	8	16,933
Management fee payable	3	17,762
Publication expenses payable		8,314
Legal expenses payable		5,520
Professional expenses payable		3,369
Total liabilities		4,528,075
Total net assets		675,047,510
Number of units outstanding		67,504,750,959
Net asset per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2013

Combined statement

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Combined USD (*)
Income		
Interest income on investments	2.6	79,356,019
Bank interest	2.6	11,941,932
Total income		91,297,951
Expenses		
Agent company fee	5	14,685,293
Investment advisory fee	4	3,653,139
Administration fee	7	1,797,138
Custodian fee	6	1,198,870
"Taxe d'abonnement"	8	534,763
Publication expenses		419,840
Management fee	3	329,650
Legal expenses		101,872
Professional expenses		89,769
Other expenses		17,440
Total expenses		22,827,774
Net investment gain		68,470,177
Net realised:		
Loss on investments		(6,085,330)
Net realised gain for the year		62,384,847
Net change in unrealised:		
Depreciation on investments		(2,876,817)
Net increase in net assets as result of operations		59,508,030
Movements in capital		
Subscriptions of units		6,614,764,505
Redemptions of units		(6,642,545,423)
Net movement in capital		(27,780,918)
Dividend distributed	9	(59,508,029)
Net assets at the beginning of the year		5,293,588,385
Exchange difference		(326,076,133)
Net assets at the end of the year		4,939,731,335

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2013

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Income		
Interest income on investments	2.6	6,239,596
Bank interest	2.6	299,020
Total income		6,538,616
Expenses		
Agent company fee	5	1,062,108
Investment advisory fee	4	557,347
Administration fee	7	159,317
Custodian fee	6	106,214
“Taxe d’abonnement”	8	259,070
Publication expenses		193,374
Management fee	3	53,104
Legal expenses		47,567
Professional expenses		41,904
Other expenses		8,266
Total expenses		2,488,271
Net investment gain		4,050,345
Net realised:		
Loss on investments		(356,775)
Net realised gain for the year		3,693,570
Net change in unrealised:		
Depreciation on investments		(316,439)
Net increase in net assets as result of operations		3,377,131
Movement in capital		
Subscriptions of units		3,289,706,333
Redemptions of units		(3,272,418,503)
Net movement in capital		17,287,830
Dividend distributed	9	(3,377,131)
Net assets at the beginning of the year		2,424,468,270
Net assets at the end of the year		2,441,756,100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2013

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	58,707,040
Bank interest	2.6	8,351,803
Total income		67,058,843
Expenses		
Agent company fee	5	10,558,186
Investment advisory fee	4	2,275,653
Administration fee	7	1,266,172
Custodian fee	6	844,719
"Taxe d'abonnement"	8	213,088
Publication expenses		172,628
Management fee	3	211,168
Legal expenses		41,342
Professional expenses		37,572
Other expenses		6,849
Total expenses		15,627,377
Net investment gain		51,431,466
Net realised:		
Loss on investments		(5,158,925)
Net realised gain for the year		46,272,541
Net change in unrealised:		
Depreciation on investments		(1,782,504)
Net increase in net assets as result of operations		44,490,037
Movement in capital		
Subscriptions of units		3,094,428,410
Redemptions of units		(2,969,665,134)
Net movement in capital		124,763,276
Dividend distributed	9	(44,490,036)
Net assets at the beginning of the year		1,999,690,406
Net assets at the end of the year		2,124,453,683

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2013

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	842,530
Bank interest	2.6	108,972
Total income		951,502
Expenses		
Agent company fee	5	139,724
Investment advisory fee	4	98,613
Administration fee	7	20,966
Custodian fee	6	13,978
“Taxe d’abonnement”	8	7,275
Publication expenses		5,503
Management fee	3	6,993
Legal expenses		1,604
Professional expenses		1,182
Other expenses		223
Total expenses		296,061
Net investment gain		655,441
Net realised:		
Loss on investments		(172,080)
Net realised gain for the year		483,361
Net change in unrealised:		
Depreciation on investments		(63,912)
Net increase in net assets as result of operations		419,449
Movement in capital		
Subscriptions of units		32,278,994
Redemptions of units		(30,342,553)
Net movement in capital		1,936,441
Dividend distributed	9	(419,449)
Net assets at the beginning of the year		69,582,199
Net assets at the end of the year		71,518,640

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2013

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	18,842,031
Bank interest	2.6	4,206,317
Total income		23,048,348
Expenses		
Agent company fee	5	3,979,826
Investment advisory fee	4	971,151
Administration fee	7	477,269
Custodian fee	6	318,410
"Taxe d'abonnement"	8	75,958
Publication expenses		65,801
Management fee	3	79,597
Legal expenses		15,505
Professional expenses		12,604
Other expenses		2,835
Total expenses		5,998,956
Net investment gain		17,049,392
Net realised:		
Loss on investments		(690,588)
Net realised gain for the year		16,358,804
Net change in unrealised:		
Depreciation on investments		(941,596)
Net increase in net assets as result of operations		15,417,208
Movement in capital		
Subscriptions of units		362,851,324
Redemptions of units		(567,318,930)
Net movement in capital		(204,467,606)
Dividend distributed	9	(15,417,207)
Net assets at the beginning of the year		879,515,115
Net assets at the end of the year		675,047,510

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[前へ](#)

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements

(As of December 31, 2013)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the “Fund”), organised as a mutual investment umbrella fund is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Custodian or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the Luxembourg law of December 17, 2010.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2013, there are four sub-funds in operation:

- * NIKKO MONEY MARKET FUND - US DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “US Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “Australian Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “Canadian Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “New Zealand Dollar Portfolio”)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

NIKKO MONEY MARKET FUND Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As of December 31, 2013)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing.

Currency	Exchange rate
AUD	0.8853
CAD	0.9335
NZD	0.8154

The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds operations and changes in net assets converted in USD at average exchange rates of the year.

Currency	Exchange rate
AUD	0.9682
CAD	0.9712
NZD	0.8204

2.3 - Investments in securities

Each sub-fund's portfolio bonds, debt securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments". At maturity, the net income realised is included under the heading "Interest income on investments".

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the currency of the sub-fund are translated at exchange rates ruling at year-end. Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in "Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments". Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of the sub-fund at exchange rates ruling at the transaction dates. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result for the year.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.6 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

In the following fees described in notes 3 to 7, Gross Yield Less Other Expenses ("GYLOE") means a rate calculated daily by the Management Company, which is equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties and "Gross Income Less Other Expenses" ("GILOE") means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties.

Note 3 - Management fee

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment advisory fee

The Investment Advisor is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund at the end of each quarter calculated as below. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Advisor is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. If daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the total fees payable to the Investment Advisor is calculated as below on the basis of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

US Dollar Portfolio

0.15 % up to (and including) USD 200 million;
0.125 % for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;
0.10 % for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and
0.09% for a portion of more than USD 2 billion.

Australian Dollar Portfolio

0.15 % up to (and including) AUD 200 million;
0.125 % for a portion of more than AUD 200 million, to (and including) AUD 500 million;
0.10 % for a portion of more than AUD 500 million, to (and including) AUD 2 billion; and
0.09 % for a portion of more than AUD 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

Note 4 - Investment advisory fee (continued)**Canadian Dollar Portfolio**

0.15 % up to (and including) CAD 200 million;
0.125 % for a portion of more than CAD 200 million, to (and including) CAD 500 million;
0.10 % for a portion of more than CAD 500 million, to (and including) CAD 2 billion; and
0.09 % for a portion of more than CAD 2 billion.

New Zealand Dollar Portfolio

0.15 % up to (and including) NZD 200 million;
0.125 % for a portion of more than NZD 200 million, to (and including) NZD 500 million;
0.10 % for a portion of more than NZD 500 million, to (and including) NZD 2 billion; and
0.09 % for a portion of more than NZD 2 billion.

Note 5 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of such GYLOE. If daily GYLOE is between 1% p.a. and up to 1.5% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.2% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter and if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable is at an annual rate of 0.50% p.a. of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter. The distributors in Japan receive any fees payable out of the fee payable to the Agent Company. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company are borne by the relevant sub-fund.

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Custodian is 2% of such GYLOE. If daily GYLOE is between 1% p.a. and up to 1.5% p.a., the fee payable to the Custodian is 0.02% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter and if the GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fees payable to the Custodian is 0.04% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the custodian and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2013)

Note 7 - Administration fee

The Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GILOE. If daily GYLOE is between 1% p.a. and up to 1.5% p.a., the fee payable to the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter and if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fees payable are 0.06% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent are borne by the Fund.

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a capital tax (the "taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under present law, neither the Fund nor the unitholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Dividend policy

The objective of the Management Company is to maintain each sub-fund's net asset value per unit at USD 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

The dividend declared and accrued is paid at the time of the units' repurchase together with the relevant repurchase price.

Furthermore, on the last business day of each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

Note 10 - Transaction costs

Due to the nature of investments (money market instruments and bonds), none of the Sub-funds supported any transaction costs during the year ended December 31, 2013.

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】

純資産額計算書

()USドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	2,461,341,434.11	295,779,400
負債総額	1,204,186.26	144,707
純資産総額(-)	2,460,137,247.85	295,634,693
発行済口数	246,012,876,471口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	豪ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	2,061,890,881.17	189,817,675
負債総額	6,945,441.98	639,397
純資産総額(-)	2,054,945,439.19	189,178,277
発行済口数	205,484,645,779口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	加ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	80,086,955.89	7,590,642
負債総額	93,808.31	8,891
純資産総額(-)	79,993,147.58	7,581,751
発行済口数	7,999,227,927口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2015年3月末日現在)

	NZドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	555,145,723.83	50,101,902
負債総額	2,419,058.28	218,320
純資産総額(-)	552,726,665.55	49,883,582
発行済口数	55,268,212,482口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ、ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

(3) 譲渡制限

管理会社は、受益証券の発行に関連して、受益証券が募集される国の法令を遵守する。管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または同地に設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護のため必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を停止することができる。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社によるのみ販売される。

管理会社は、

a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、

b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

特に、

a 管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。

b ファンド証券は、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領の市民もしくは居住者またはアメリカ合衆国または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対して発行、譲渡またはそれらの者のために登録を行ってはならない。

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、2015年3月末日現在5,446,220ユーロ(約7億975万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,606円)の記名式株式272,311株を発行済である。

過去5年間における管理会社の資本金の増減は、以下の通りである。

2009年3月31日	446,220ユーロ
2010年3月31日	446,220ユーロ
2011年3月31日	446,220ユーロ
2012年3月31日	446,220ユーロ
2013年3月31日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ

(2) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は適式に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再選されるか後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、経営役員、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。かかる任命は、取締役により、いつでも無効とすることができる。役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しない。定款により別途規定されない限り、任命される役員は、取締役会により付与される権限および義務を有する。

議長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとするが、不在の場合、株主または取締役会が別の取締役を、株主総会の場合、かかる株主総会の出席者の過半数による投票により代理の議長として別の者を、任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報または電子メールにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面により、またはケーブル、電子メール、電報、テレファックスもしくはかかる委任状を証拠付けることのできるその他の電子的な手法により、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行なうことができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は、書面により行うこともでき、決議を含む一または複数の書面で構成され全取締役がそれぞれ署名する。かかる決議の日付は、最も新しい署名の日付となる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。一方、取締役は、取締役会の決議により特定して許可される場合を除いて、個々の行為により管理会社を拘束することができない。取締役会は、管理会社の日々の運営および業務を行う権限、ならびに会社の方針および目的の推進における行為をなすための権限を、管理会社に委任することができる。

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

(3) 役員および従業員の状況

(2015年4月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
高橋 寿幸	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、デピュティ・マネージング・ディレクター
フランチェスカ・ジッリ (Francesca Gigli)	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、マネージング・ディレクター
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役 会長	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、外部取締役 (注) 2015年5月29日付で退任
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、パートナー
田本 真也	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、ディレクター
大久保 尚樹	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、ディレクター

(注) 上記役員以外に、5名の従業員がいる。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理する投資信託の資産のポートフォリオ管理およびその他の機能を、2010年法および2013年法に従いその許容する範囲内で、委任することができる。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

管理会社は、2010年法第16章に基づき管理会社として、および2013年法第1条第46項に規定された範囲においてオルタナティブ投資ファンド運用者としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の100%子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(2010年法第125 - 2条に規定された範囲内の)UCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為し、AIFMD別紙I第1項に挙げられる行為を実行する。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運營業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、トラストの投資管理機能すなわち(a)組入証券運用機能および(b)リスク管理機能に属する義務を委託されている。

管理会社は、トラストの中枢管理に責任を負う。管理会社は、一定の運用機能を専門的なサービス提供者に委任することを、トラストから許可されている。管理会社は、会社および管理機能ならびに登録・名義書換代行機能をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委任している。

管理会社が管理会社として行為しているその他のルクセンブルグの一般のファンドのリストは、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

2013年法第8.7条の規定により、管理会社は、業務上の過失から生じる潜在的な責任リスクをカバーするために適切な自身の追加資金を保有する。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資運用者として行為する投資運用会社を任命している(以下「投資運用会社」という。)。投資運用会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資運用会社との間の契約は2014年7月17日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2015年3月末日現在、以下のとおり分類される14本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建：3,037,695,943米ドル ユーロ建：12,367,592ユーロ 日本円建：379,808,146,990円 豪ドル建：2,081,482,253豪ドル NZドル建：552,726,666NZドル 加ドル建：79,993,148加ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：3本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：11本

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年 3 月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 130.32円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2014年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、工具および備品	3	49,420	6,440	0	0
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	4	537,977	70,109	248,271	32,355
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の到来するもの		17,541	2,286	0	0
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		2,500	326	0	0
- 現金および預金		6,616,633	862,280	2,227,201	290,249
前払金		63,924	8,331	11,250	1,466
資産合計		7,287,995	949,772	2,486,722	324,070
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	709,751	446,220	58,151
- 準備金					
法定準備金	6	44,622	5,815	44,622	5,815
その他の積立金	7	938,870	122,354	1,369,115	178,423
		983,492	128,169	1,413,737	184,238
- 当期損益		227,250	29,615	(430,245)	(56,070)
		6,656,962	867,535	1,429,712	186,320
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	93,657	12,205
- その他の引当金	10.3	115,156	15,007	784,895	102,288
		115,156	15,007	878,552	114,493
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		88,904	11,586	45,000	5,864
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	9	426,973	55,643	133,458	17,392
		515,877	67,229	178,458	23,257
負債合計		7,287,995	949,772	2,486,722	324,070

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	1,077,142	140,373	681,417	88,802
人件費					
給与および賃金		495,659	64,594	0	0
給与および賃金に係る社会保障費		51,741	6,743	0	0
補足年金費用		6,202	808	0	0
その他の社会保障費		46,070	6,004	0	0
		<u>599,672</u>	<u>78,149</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
流動資産要素に係る評価調整	4	2,844	371	9,515	1,240
その他の営業費用	10.3	107,739	14,041	829,895	108,152
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		7,629	994	0	0
		<u>1,795,026</u>	<u>233,928</u>	<u>1,520,827</u>	<u>198,194</u>
法人所得税	8	10,355	1,349	13,150	1,714
当期利益		<u>227,250</u>	<u>29,615</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
費用合計		<u>2,032,631</u>	<u>264,892</u>	<u>1,533,977</u>	<u>199,908</u>
収益					
純売上高	10.1	1,331,992	173,585	1,099,616	143,302
その他の営業収益	11	699,479	91,156	2,439	318
その他の利息および財務収益					
その他の利息および類似財務収益		1,160	151	1,677	219
		<u>2,032,631</u>	<u>264,892</u>	<u>1,103,732</u>	<u>143,838</u>
当期損失		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>430,245</u>	<u>56,070</u>
収益合計		<u>2,032,631</u>	<u>264,892</u>	<u>1,533,977</u>	<u>199,908</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2014年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

注

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2014年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125 - 2条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2014年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミアム・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト（訳注：原文にはNCS Investment Trustと記載されているが、ザ・NCS・インベストメンツ・トラストは2014年3月7日付で償還されており、2014年3月31日現在存在していない。）および日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの15の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価				期末現在 価値総額	評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分		累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
-家具、付帯設備	0	0	7,264	0	7,264	(208)	7,056
-オフィス設備	0	0	47,483	0	47,483	(5,119)	42,364
	0	0	54,747	0	54,747	(5,327)	49,420

注4．債権

2014年3月31日および2013年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。

これらの債権のクオリティは、将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示している。当期中、これらの流動性の低いファンドに関して行われた追加評価調整合計は、2,844ユーロ（2013年3月31日に終了した年度：9,515ユーロ）にのぼった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2013年3月31日現在残高	446,220	44,622	1,119,065	250,050	1,369,115	(430,245)
損益の繰入額	-	-	(430,245)	-	(430,245)	430,245
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	49,250	(49,250)	-	-
資本金増加	5,000,000	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	227,250
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250

2013年5月31日に開催された年次株主総会は、2013年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間には配当に利用することはできない。

2009年以前の特別納税引当金による回収可能額は、49,250ユーロにのぼる。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注9．その他の債務

2014年3月31日および2013年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	400,287	80,075
未払販売報酬	26,686	53,383
	<u>426,973</u>	<u>133,458</u>

注10．純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,331,992	1,089,349
受領実績報酬	0	10,267
	<u>1,331,992</u>	<u>1,099,616</u>

10.2 その他の外部費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	825,542	562,958
払戻し実績報酬	0	10,267
その他の費用	251,600	108,192
	<u>1,077,142</u>	<u>681,417</u>

2014年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスペリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）のサブ・ファンドから、当該四半期中のかかるサブ・ファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。2014年2月3日、当社は、2014年3月13日付で、すべてのサブ・ファンドおよびファンドを終了させることを決議した。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興・プレミアム・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て) / (円ヘッジあり)、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメント・トラスト - フラットアイロン・ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2014年2月14日、当社は、2014年3月13日付で、日興アロー・ファンドを終了させることを決議した。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2014年3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払い戻す。例外として、当社は、日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンドおよび日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンドから、当該四半期中のこれらのファンドの平均純資産価額に対して0.36% (2013年5月以降) および0.33% (2013年10月以降) の年次管理報酬を受領する。これらの二つのシリーズ・トラストについて、当社は、投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35% (2013年5月以降) および0.32% (2013年10月以降) の年次報酬を払い戻す。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.3 その他の営業費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	45,000	45,000
運用に係る引当金	0	784,895
その他の管理事務費用	62,739	0
	<u>107,739</u>	<u>829,895</u>

2012年6月18日付で、当社ならびに日興オフショア・ファンズおよび日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド(A B Lファンド・シリーズ(以下「当該投資信託」という。))のシリーズ・トラストを終了させることを決議した。

2013年12月24日付で、当社は、当該投資信託の償還を受けて、当座借越額に充当するために、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に対して784,895ユーロ(2013年3月31日現在の運用に係る引当金)を支払った。当座借越額の支払および債務の充当の対価として、当該投資信託の資産および未収金が当社に振り替えられ、その後投資信託の償還が完了した。

同日付で、S M B C日興証券株式会社は、当該投資信託に関して当社によりなされた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に対して支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、当社において、「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」(注11を参照のこと。)として計上されている。

注11．その他の営業収益

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	0	2,439
S N B L（S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社）への業務提供に対する引当金	2,875	0
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	659,618	0
償還済みファンドからの残余额	36,986	0
	<u>699,479</u>	<u>2,439</u>

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた平均取締役数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

12.2 就業者

当年度中の平均従業員数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
上級管理職	2	0
中間管理職	4	0
従業員	2	0
	<u>8</u>	<u>0</u>

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

当該シリーズ・トラストの最終純資産価額は2012年10月3日付で計算され、最終償還手取金は2012年10月10日付で支払われた。

S I C A Vにおいては換金が不可能であり、当該換金の可能日が不確実であることから、当社は、シリーズ・トラストの受益者の利益のために、2012年10月3日付でかかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことを決議した。将来のいずれかの時点でかかる資産が換金された場合、当該換金により受領する手取金は、シリーズ・トラストがなお存在しているものとして、2012年7月31日付のシリーズ・トラストの帳簿に登録されているシリーズ・トラストの受益者に対して支払われる予定である。

したがって、かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

2014年4月22日付で、当社は、C S S F（ルクセンブルグ金融監督委員会）より、A I F M Dの認可を受けている。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2014

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014 EUR	March 31, 2013 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	49 420	0
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	537 977	248 271
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		17 541	0
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		2 500	0
- Cash at bank		6 616 633	2 227 201
Prepayments		<u>63 924</u>	<u>11 250</u>
Total assets		<u>7 287 995</u>	<u>2 486 722</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	446 220
- Reserves			
legal reserve	6	44 622	44 622
other reserves	7	<u>938 870</u>	<u>1 369 115</u>
		983 492	1 413 737
- Profit or loss for the financial year		<u>227 250</u>	<u>(430 245)</u>
		6 656 962	1 429 712
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	93 657
- Other provisions	10.3	<u>115 156</u>	<u>784 895</u>
		115 156	878 552
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		88 904	45 000
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>426 973</u>	<u>133 458</u>
		<u>515 877</u>	<u>178 458</u>
Total liabilities		<u>7 287 995</u>	<u>2 486 722</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2014
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	1 077 142	681 417
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		495 659	0
<i>Social security on salaries and wages</i>		51 741	0
<i>Supplementary pension costs</i>		6 202	0
<i>Other social costs</i>		<u>46 070</u>	<u>0</u>
		599 672	0
Value adjustments of current assets	4	2 844	9 515
Other operating charges	10.3	107 739	829 895
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>7 629</u>	<u>0</u>
		1 795 026	1 520 827
Income tax	8	<u>10 355</u>	<u>13 150</u>
Profit for the financial year		<u>227 250</u>	<u>0</u>
Total charges		<u>2 032 631</u>	<u>1 533 977</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	1 331 992	1 099 616
Other operating income	11	699 479	2 439
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		1 160	1 677
		<u>2 032 631</u>	<u>1 103 732</u>
Loss for the financial year		<u>0</u>	<u>430 245</u>
Total income		<u>2 032 631</u>	<u>1 533 977</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2014**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the "Luxembourg Law") of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2014, the Company manages 15 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, , Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****2.1 Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets

	Cost				Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Gross value at the end of the financial year EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets						
of which:						
-furniture, fixture and fittings	0	0	7 264	0	7 264	7 056
-office arrangements	0	0	47 483	0	47 483	42 364
	0	0	54 747	0	54 747	49 420
					(208)	7 056
					(5 119)	42 364
					(5 327)	49 420

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2014 and March 31, 2013 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

The quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future. The total additional value adjustment made during the year regarding these illiquid funds amounts to EUR 2 844 (year ended March 31, 2013: EUR 9 515).

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2013	446 220	44 622	1 119 065	250 050	1 369 115	(430 245)
Allocation of the result	-	-	(430 245)	-	(430 245)	430 245
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	49 250	(49 250)	-	-
Increase of Capital	5 000 000	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	227 250
Balance at March 31, 2014	5 446 220	44 622	738 070	200 800	938 870	227 250

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2013 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2013.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Available amount resulting from the recovery of Special Tax reserve for the years prior to 2009 corresponds to EUR 49 250.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2014 and March 31, 2013 are analysed as follows:

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Advisory fees payable	400 287	80 075
Distribution fees payable	<u>26 686</u>	<u>53 383</u>
	<u>426 973</u>	<u>133 458</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Management fees received	1 331 992	1 089 349
Performance fees received	<u>0</u>	<u>10 267</u>
	<u>1 331 992</u>	<u>1 099 616</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****10.2 Other external charges**

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	825 542	562 958
Performance fees reimbursed	0	10 267
Other expenses	<u>251 600</u>	<u>108 192</u>
	<u>1 077 142</u>	<u>681 417</u>

The related applicable fee rates as at March 31, 2014 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from the sub-funds of Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September. On February 3, 2014, the Company resolved to terminate all Sub-Funds and the Fund itself with effect on March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Premier Fund– Nikko Energy Infrastructure, an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds – The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund; Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust – Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. On February 14, 2014, the Company resolved to terminate Nikko Arrow Fund with effect March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2014. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.50% in total. As exception, the Company receives from Nikko Global Funds – Japanese Bond Fund and Nikko Global Funds – Global Bond Fund, an annual management fee of 0.36% as from May 2013 and 0.33% as from October 2013, of their average net assets during the relevant quarter. For these two series trusts, the Company pays back to the investment manager and the distributor an annual fee rate of 0.35% in total as from May 2013 and 0.32% as from October 2013. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.3 Other operating charges

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Director's fees	45 000	45 000
Operating provisions	0	784 895
Other administrative expenses	<u>62 739</u>	<u>0</u>
	<u>107 739</u>	<u>829 895</u>

On the June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds and Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series (the "Funds")).

On December 24, 2013, the Company paid to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. EUR 784 895 (operating provisions as at March 31, 2013) to cover the overdrafts as the liquidation of the Funds. In consideration of the payment of the overdraft and the covering of the liabilities, the assets and any receivable of the Funds were transferred to the Company and the liquidations of the Funds were thereafter completed.

On the same day, SMBC Nikko Securities Inc, paid to the Company Yen 27 985 816 and USS 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the Funds. These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" (see note 11).

Note 11 – Other operating income

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Adjustment tax from previous years	0	2 439
Provision for service provided to SNBL	2 875	0
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	659 618	0
Residual cash from liquidated funds	<u>36 986</u>	<u>0</u>
	<u>699 479</u>	<u>2 439</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The average number of directors having been mandated during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Directors	4	4

12.2 Personnel

The average number of persons employed during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Senior Management	2	0
Middle Management	4	0
Employees	<u>2</u>	<u>0</u>
	<u>8</u>	<u>0</u>

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

The final net asset value of such Series Trust was calculated on October 3, 2012 and final liquidation proceeds were paid on October 10, 2012.

On October 3, 2012, the Company resolved that since the SICAV cannot be realised and since there is no certainty as to a possible date for such realisation, this asset will be held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the benefit of the unitholders of the Series Trust. If at any time in the future, this asset is realised, any proceeds received from such realisation will be paid to the unitholders of the Series Trust registered in the books of the Series Trust on July 31, 2012, as if the Series trust were still in existence.

Consequently it has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

[前へ](#)[次へ](#)**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.”

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

The company has been granted AIFMD approval from CSSF with effect April 22, 2014.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成27年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 130.32円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2014年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2014年9月30日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、工具および備品	38,043	4,958	49,420	6,440
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,067,359	139,098	537,977	70,109
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	23,354	3,043	17,541	2,286
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,500	326	2,500	326
現金および預金	6,298,300	820,794	6,616,633	862,280
前払金	92,152	12,009	63,924	8,331
資産合計	<u>7,521,707</u>	<u>980,229</u>	<u>7,287,995</u>	<u>949,772</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	709,751	5,446,220	709,751
- 準備金				
法定準備金	55,985	7,296	44,622	5,815
その他の積立金	1,154,757	150,488	938,870	122,354
	<u>1,210,742</u>	<u>157,784</u>	<u>983,492</u>	<u>128,169</u>
- 当期損益	<u>(174,990)</u>	<u>(22,805)</u>	<u>227,250</u>	<u>29,615</u>
	<u>6,481,973</u>	<u>844,731</u>	<u>6,656,962</u>	<u>867,535</u>
引当金				
- 納税引当金	0	0	0	0
- その他の引当金	148,380	19,337	115,156	15,007
	<u>148,380</u>	<u>19,337</u>	<u>115,156</u>	<u>15,007</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	105,850	13,794	88,904	11,586
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	785,505	102,367	426,973	55,643
	<u>891,355</u>	<u>116,161</u>	<u>515,877</u>	<u>67,229</u>
負債合計	<u>7,521,707</u>	<u>980,229</u>	<u>7,287,995</u>	<u>949,772</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2014年9月30日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	1,474,432	192,148	1,077,142	140,373
人件費	520,799	67,871	599,672	78,149
流動資産要素に係る評価調整	0	0	2,844	371
その他の営業費用	106,034	13,818	107,739	14,041
その他の利息および類似財務費用	(5,461)	(712)	7,629	994
	<u>2,095,803</u>	<u>273,125</u>	<u>1,795,026</u>	<u>233,928</u>
法人所得税	5,178	675	10,355	1,349
	<u>2,100,981</u>	<u>273,800</u>	<u>1,805,381</u>	<u>235,277</u>
当期利益	0	0	227,250	29,615
費用合計	<u>2,100,981</u>	<u>273,800</u>	<u>2,032,631</u>	<u>264,892</u>
収益				
純売上高	1,915,334	249,606	1,331,992	173,585
その他の営業収益	8,818	1,149	699,479	91,156
その他の利息および類似財務収益	1,839	240	1,160	151
	<u>1,925,991</u>	<u>250,995</u>	<u>2,032,631</u>	<u>264,892</u>
当期損失	174,990	22,805	0	0
収益合計	<u>2,100,981</u>	<u>273,800</u>	<u>2,032,631</u>	<u>264,892</u>

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社、所在地事務・管理事務・支払事務、登録・名義書換事務代行会社および保管受託銀行は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

5 【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は適式に招集された株主総会において株主により選任され、いつでも理由の有無にかかわらず株主の議決により解任または更迭される。死亡、辞職またはその他の理由により欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役は取締役会を開催し、その多数決により取締役を選任することができる。

(2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件を満たした株主総会の決議が必要である。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会で定款の変更が必要とされる方法で採択された決議によりいつでも解散することもできる。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)

(Nikko Asset Management Europe Ltd)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在、230万スターリング・ポンド(約4億956万円)

(注) スターリング・ポンドの円貨換算は、2015年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値(1スターリング・ポンド=178.07円)による。

(2) 事業の内容

日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドは、英国法人である日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドの完全子会社であり、日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドは日本法人である日興アセットマネジメント株式会社(「日興アセットマネジメント」)の完全子会社である。日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドの主な業務は、第三者および他のグループ企業に対して投資運用および投資顧問サービスを提供することである。同社の投資運用・顧問の資産は、2015年3月末日現在、約155億スターリング・ポンド(約2兆7,601億円)である。

同社は、現地の専門家による資産運用および投資顧問サービスを行っている。日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのヘッド・オブ・フィクスト・インカムであるアンドレ・セヴリノは、金融サービス業の分野で20年を超える経験を有している。アンドレ・セヴリノは、2007年にニューヨークの日興アセットマネジメント アメリカ インクに入社し、2011年10月にロンドンの日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドに異動した。以前セヴリノ氏は、バンク・オブ・アメリカ、ネイションズ - CRTおよびシカゴ・リサーチ・アンド・トレーディングを含む数多くの企業においてフィクスト・インカム、オプションおよび外国為替取引をカバーするバイサイド及びセルサイドで働いた。彼は経験豊かな投資の専門家であり、シカゴのロヨラ大学でフランス語を専攻し経営学学士の資格を得ている。

2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在、90,154,448ユーロ(約117億円)

(2) 事業の内容

ルクセンブルグにおいて1974年2月14日に株式会社として設立された、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

3 S M B C日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

4 内藤証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2014年9月末日現在 30億248万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

5 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 60億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

6 東洋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 約134億9,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

7 マネックス証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2014年12月末日現在 12,200百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

8 水戸証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 約122億7,200万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

9 静銀ティーエム証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

10 S M B Cフレンド証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 272億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

11 株式会社あおぞら銀行(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 1,000億円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

12 みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 約1,251億6,700万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

13 岡三証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

14 ばんせい証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 15億5,825万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

15 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2014年12月末日現在 405億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

17 安藤証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 22億8,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

18 宇都宮証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2014年12月末日現在 約3億100万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

19 ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 約43億7,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

20 ソニー銀行株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 310億円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

21 ニューズ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 8億7,750万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

22 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 10億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

23 エイチ・エス証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

24 ワイエム証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 12億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

25 ふくおか証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 2,198,988千円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

26 常陽証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

27 立花証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 66億9,570万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

28 浜銀ＴＴ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 330,798万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

29 楽天証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 7,495百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

30 株式会社SBI証券(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 479億3,792万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

31 中銀証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 20億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

32 西日本シティＴＴ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 15億7,500万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

33 百五証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

34 むさし証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

35 新潟証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 6億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

36 カブドットコム証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 約71億9,600万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

37 今村証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 約857百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

38 あおぞら証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

39 池田泉州T T証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2015年3月末日現在 12億5,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2 【関係業務の概要】

1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)

(Nikko Asset Management Europe Ltd)

管理会社との投資運用契約に基づき、トラストの資産の投資運用業務を行う。

2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)

保管受託銀行の主な義務は、以下のとおりである。

- a) 保管可能な各ファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保管のできない資産の記録保持（この場合、保管受託銀行がその所有権を確認しなければならない。）。
- b) ファンドのキャッシュ・フローが適切に把握されるよう確保し、特に、ファンド証券の申込みをもって受益者により、またはこれのために行われるすべての支払を受領済みであり、ファンドのすべての現金が、保管受託銀行による把握および照合確認が可能である現金勘定に計上されるよう確保すること。
- c) ファンド証券の発行、買戻しおよび消却が、適用ある法律および約款に基づき遂行されるよう確保すること。
- d) いずれのファンド証券の評価額も、適用ある法律、約款および評価手順に基づき算定されるよう確保すること。
- e) 管理会社による指示を遂行すること（ただし、当該指示が適用ある法律または約款に抵触する場合を除く。）。
- f) ファンドの資産を伴う取引において、通常の期限内に、対価を当該ファンドに送金するよう確保すること。
- g) ファンドの収益が、適用ある法律および約款に基づき充当されるよう確保すること。

上記第(a)項に記載される保管に係る保管受託銀行の業務に関し、および保管される金融商品（2013年法第1条第51項で定義される。）のみに関し、保管受託銀行は、2013年法に従い、保管受託銀行またはこれにより資産保管サービスの委託を受けている委託先（以下「副保管受託銀行」という。）が保管する当該金融商品の損失について受益者に責任を負うものとする。ただし、かかる責任が、2013年法第19条第11項および第19条第13項に従って副保管受託銀行に契約上委譲された範囲のものである場合は、この限りでない。

保管受託銀行は、副保管受託銀行に対し、2013年法に基づき委託することが許容される機能のみを委託し、また、かかる委託に関し、保管受託銀行は、各副保管受託銀行の選定およびその継続的なモニターに際して2013年法にあるデュー・ディリジェンスおよび監督要件に従うものとする。

ある特定の法域において、当該法域の法律における法的制約により、いずれの副保管受託銀行も、2013年法の委託要件を充足することができないと保管受託銀行が確認した場合に、管理会社は、受益者が投資を行う前に適式にその旨通知されることを確保し、かつ、管理会社の合理的な意見の下、当該委託を正当なものとする状況を受益者に説明するものとする。管理会社はまた、受益者が既にファンドへの投資を行った後に、副保管受託銀行が2013年法の委託要件を充足することができない場合、自らの合理的な意見の下、関連する法律における法的制約および当該委託を正当なものとする状況が受益者に通知されるよう確保するものとする。

副保管受託銀行に関するかかる情報は、その任命を必要とする投資が行われる前に、受益者に通知されるものとする。

副保管受託銀行は、自らの機能を再委託することが許容される範囲で、これにより2013年法に基づく自らの責任に影響しない場合に限り再委託を行うことができる。

管理会社は、受益者に対し、保管受託銀行が2013年法第19条第11項および第19条第13項の規定に従って副保管受託銀行と締結している、契約上の債務免除に係る取決めに通知するものとする。任命される副保管受託銀行の一覧表および契約上の債務免除に係る取決めの説明は、常に最新に保ち、受益者が管理会社の登記上の事務所で入手できるものとする。

保管受託銀行は、当該ファンドおよび/または受益者が被った他の損失について、特に当該損失が、保管受託銀行による2013年法に基づく自らの債務の適切な遂行の過失または故意による不履行により生じたものである場合、ファンドおよび受益者に責任を負うことがある。

保管受託銀行と副保管受託銀行の間に生じた利益相反の詳細は、管理会社の登録事務所において入手可能である。

S M B C日興ルクセンブルク銀行は、トラストの支払事務代行会社（以下「支払事務代行会社」という。）としても行為する。

所在地事務代行会社（以下「所在地事務代行会社」という。）、管理事務代行会社（以下「管理事務代行会社」という。）および登録・名義書換事務代行会社（以下「登録・名義書換事務代行会社」という。）としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行は、ルクセンブルグの法律によって要求される全般的な事務業務およびファンド証券の発行、買戻しおよび転換の手続、ファンド証券の純資産価額（下記に定義される。）の計算ならびに会計記録の維持に管理責任を負う。

- 3 S M B C日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行う。
- 4 内藤証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 5 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 6 東洋証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 7 マネックス証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 8 水戸証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 9 静銀ティーエム証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 10 S M B Cフレンド証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 11 株式会社あおぞら銀行(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 12 みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 13 岡三証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 14 ばんせい証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 15 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 17 安藤証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 18 宇都宮証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 19 ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 20 ソニー銀行株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 21 ニュース証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 22 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 23 エイチ・エス証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 24 ワイエム証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 25 ふくおか証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 26 常陽証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 27 立花証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 28 浜銀ＴＴ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 29 楽天証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 30 株式会社S B I証券(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 31 中銀証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 32 西日本シティ T T証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 33 百五証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 34 むさし証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 35 新潟証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 36 カブドットコム証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 37 今村証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 38 あおぞら証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 39 池田泉州 T T証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券の子会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

(2014年12月付)

I. 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。)
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No. 231/2013
CFSR	欧州証券市場監督局によって代替された 欧州証券規制委員会
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である 金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パートIファンド	メモリアル・セルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン (特にUCITS IV通達をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	リスク・キャピタルに投資する投資法人
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

UCITS IV通達または 通達2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政 規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/EC
UCITS所在加盟国 UCITSホスト加盟国	UCITS IV通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国 契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加 盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS I通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、UCITS I通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(以下「UCITS III通達」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、UCITS IV通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布された。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化するのみならず、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、(i) 完全に適用対象となる投資ピークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル)と、(ii) AIF(いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDひいては2013年法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS(以下「パートI」という。)
- パートII その他のUCI(以下「パートII」という。)
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パートI: 専門投資信託に適用される一般規定
- パートII: オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人(investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パートIファンドおよびパートIIファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表象する、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパートIIファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する権利を有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML通達91/75(改訂済)は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行にならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 2014年12月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
- ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
 - 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
 - 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 保管受託銀行

約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行自らまたはその指定する者がFCPの有するすべての資産を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パートI FCPについては、保管受託銀行は1993年法に定める金融機関でなければならない。一定の場合、パートII FCPまたはSIF FCPの保管受託銀行は、1993年法に定める投資会社になることができ、第三国に登録事務所を有し、ルクセンブルグで設立されることができる。

さらに、FCP(当初投資日から5年間行使可能な買戻権利がなく、主要投資方針に従い、(i) 通常、2013年法第19条第8項に従い保有しなければならない資産に投資しないか、または、(ii) 通常2013年法に規定する会社に対する支配権を取得するため非上場企業の発行体または非上場企業に投資する。)の保管受託銀行も、一定の条件に従い、1993年法第26-1条に定める金融証書以外の資産の専門保管銀行としての資格を有するルクセンブルグの事業体である場合がある。

パートIおよびパートII FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パートIファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

2010年法および2007年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パートIに従いFCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管銀行に委託したことにより影響を受けない。

2010年法パートIIまたは2007年法パートIIに準拠するFCP(すなわちAIFとしての資格を有するFCP)に関しては、特定のAIFMD預託規則が適用される(第5章を参照のこと。)

注:すべてのパートIIファンドは、2013年法に定めるAIFとしての資格を有する。

3.1.4 管理会社

FCPIは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/EUが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。(さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

投資法人において保有される投資口は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAV の形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAV は、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAV は、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社の形態に加えて、2007年法はSICAV が株式有限責任事業組合、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAV の唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家(十分に情報を提供された投資家でなければならない)に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAV の要件

SICAV に適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているSICAV の最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAV を含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAV の資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パートII SICAV は、株式資本を処理しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAV の認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。
- SIFについては、株式プレミアムまたはパートナーシップ持ち分を構成する金額を加えたSICAV の払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAV の認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

(注)現在、このような規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAV はいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAV は、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 通常の期間内にSICAV の資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAV の投資口を発行しない。
- UCITSおよびパートII ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAV の資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。）。
- 規約は、SICAV が負担する費用の性質を規定する。

3.2.2 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

最低限度額（下記V.1.5を参照のこと。）未満でAIFMにより運用されるパートI ファンドおよびパートII ファンドの保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

SICAV が管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社が、ルクセンブルグの管理会社ではない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、その義務を遂行しなかったか、不適切な遂行の結果投資家が被る損失について、ルクセンブルグ法に従い責任を負う。

認可を受けてAIFMが運用するパートII ファンドおよび2013年法に規定するAIFとしての資格を有するSIFについては、V.1.5に記載されるAIFMD受託規則が適用される。

なお、すべてのパートII ファンドは、2013年法に規定されるAIFとしての資格を有する。

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(UCITS)または第16章(パートII ファンドおよびSIF)に従い管理会社によって運営される。

3.2.4 関係法人

上記III.3.1.5.「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAV の投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAV に関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAV が、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAV の組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAV の業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAV が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAV の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAV を代理するか、またはSICAV の方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAV と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAV が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAV は、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAV は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAV の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAV が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAV に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)、(5)および(6)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV に適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAV は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV は、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。当該通達に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資口は全額払い込まなければならない、無額面でなければならない。投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- (viii) 株式の形式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合には、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFIは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立証書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
 - 当該機関への預金、または
 - 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。
- UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。
- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。
- 通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。
- UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。
- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。
- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
 - 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
 - 指数が適切な方法で公表されていること
- この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体へのみ許される。
- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。
- CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。
- これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の)同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行つてはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。
- 通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従つて特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。
- 通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつてはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
 - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。
- AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表IIに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。
- (注) 表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集管的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、マーケティングおよびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。
- AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。
- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用してクロス・ボーダー・ベースで活動を遂行する。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
 - 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用する UCITS に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSF に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSF は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSF は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSF は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSF が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて CSSF に通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSF は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSF は、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS 所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSF は、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。CSSF は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償スキームの構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (7) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。
管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由にに基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載され(かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人(いわゆる「自己管理型投資法人」)に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。CSSF通達11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わるCSSF通達12/546を発行した。CSSF通達12/546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの通達内に含み、CSSF規則No.10-4の一定の原則を詳述する。

CSSF通達12/546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- 管理会社および/または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および/または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および/または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社/自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社/自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。

- 通達では、管理会社 / 自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足するべき条件、管理会社 / 自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社 / 自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社 / 自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

4.3. 税制

4.3.1. ファンドの税制

4.3.1.1. 資本税(*droit d'apport*)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

4.3.1.2. 年次税(*taxe d'abonnement*)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免税を規定している。

- (a) 他のUCIに保有される受益証券 / 投資口により表象される資産の価額。ただし当該受益証券 / 投資口は、2010年法第174条に規定される年次税をすでに課されているものとする。
- (b) UCIおよび複数コンパートメントを有するUCIの各コンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家に保有され、
 - (ii) その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合複数のクラスがUCIまたはコンパートメント内に存在する場合、年次税の免除は、有価証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。
- (c) その投資口または受益証券が(i)従業員のために1もしくは複数の雇用者の主導により設定された企業退職年金のための機関または同様の投資ビークルおよび(ii)従業員に退職手当を提供するため自らが保有するファンドに投資する1もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント
- (d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、

- (e) 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
- (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。
- 複数のクラスがUCIまたはコンパートメント内に存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスのみ適用される。

4.3.2. 日本の投資主または受益者およびルクセンブルグに居住しない投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

4.4 清算

4.4.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.4.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができ、この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.4.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.4.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.4.2 清算の方法

4.4.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.4.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.4.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資信託

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日付が公表された。

- (i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き)2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。
- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS IV通達に基づき認可を必要としない投資信託。
- (ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がAIFではないことを条件とする。)
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
- (i) その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

- (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

(それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記V.1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM(すなわち、EU圏外のAIFM)の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF(すなわち、EU圏外のAIF)を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、下記のいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

AIFMが、

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

上記とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 通達2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用

- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資口または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含む物とする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格保有を有するAIFMの投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の事業体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125-1条および第125-2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの事業体
 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの事業体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV通達に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

(i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。

(ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。

(iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
- 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
- CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体へのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

- (注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の事業体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの事業体として見なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前合意
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

注: ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約(またはFCPの場合は約款)に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資口の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、通達2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(上記1.4.1参照のこと)ならびにAIFMがスタッフに支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年ベース
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期ベース
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期ベース
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、年次ベース

上記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、完全にAIFMDの範囲内でAIFの新保管受託制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないパートIIファンドおよびSIFについては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融証書以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す、2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前節に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される新たな保管受託制度に従わなければならない。

かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監督業務

保管受託銀行自体が実施しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは反対に、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は第三者に対するその業務の委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFのクロス・ボーダー・マーケティングおよび運用

2013年法第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFをクロス・ボーダーベースで運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMがホスト加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUCIの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、通達2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i)パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii)ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i)AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii)2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、上記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

上記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに記載されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPIにつき、目論見書およびその修正ならびに年次および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- パートIIファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(下記参照のこと。)としての資格を有するパートIIファンドに対し、2010年法および2013年法によって要求されている。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立書類の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求できるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.1.5 保管受託銀行

AIFMDの範囲に完全に該当するパートIIファンドの資産の保管は、2013年法第19条の規定に従い任命された、保管受託銀行一社に委託されなければならない。

2.1.6 課税

上記IV.4.3「課税」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.1.7 清算

上記IV.4.4「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

上記II.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 一般規定およびその範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について通達07/309(以下に詳述する)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

(i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

(ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、ケース・バイ・ケースで例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直前に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券またはパートナーシップ持ち分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(i) 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人 (*réviseur d'entreprises agréé*) による監査を受けなければならない。

UCITS およびパートIIファンドについては、1915年法第73条(2)項とは別に、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(ii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパートIIに服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、V.1.5に記載され、AIFMDに服さないSIFについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 税制

SIFについては、0.01%(これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、年次税を免除している。年次税の免除は、以下を対象とする。

- a) 他のUCIに保有される受益証券/投資口に表象される資産の価額。ただし、当該受益証券は、2007年法第68条または2010年法第174条に規定される年次税をすでに課されているものとする。
- b) SIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの各コンパートメント
 - (i) その専属的目的が短期金融商品への集合投資および信用機関への預金であり
 - (ii) そのポートフォリオの満期までの加重平均残余期間が、90日を超えず
 - (iii) 公認の評価機関から最高の格付けを取得している場合
- c) 従業員のために1もしくは複数の雇用主の主導により設定された企業退職年金のための機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員の退職金を提供するため1もしくは複数の雇用主が自らが保有するファンドに投資する会社のために、有価証券またはパートナーシップ持ち分を留保するSIF。本節の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの各コンパートメントならびにSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのコンパートメント内に設定された各クラスに準用される。
- d) マイクロ・ファイナンス機関への投資を主な目的とするSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの各コンパートメント

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

2.2.8 清算

IV.4.4「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 SICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルへ投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年法」という。)を採択した。リスク・キャピタルへの投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのビークルは、情報を十分に提供された投資家(SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。)にのみ利用可能である。

第4 【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして次の事項を記載することがある。
 - ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドは、主に外貨建の公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資する。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価格も変動する。また、ファンドの受益証券は、純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨で受取る際には為替相場の影響も受ける。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

ファンドの純資産価格の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「為替リスク」、「証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク」などがある。」

- (6) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1 表面

- a ファンドの名称
- b 表象される口数
- c 管理会社および保管受託銀行の署名
- d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社(Société Anonyme)である旨の表示
- e 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

2 裏面

特記事項なし。

監査人の報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドの受益者各位

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2013年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針および財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を実施した。

管理会社の取締役会の財務書類に対する責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制に責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグに採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。公認の監査人は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、管理会社の取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2013年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の運用実績および純資産額の変動を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

我々は年次報告書に含まれる補足情報について、検討を加えているが、上記基準に準拠して実施された特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、当該情報に対し我々は意見を表明しない。然しながら当該補足情報について、財務書類全体との関連では特に問題となるべき事項はないと我々は考えている。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ
代表者

ルクセンブルグ、2014年4月10日

ローラン・マークス

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
NIKKO MONEY MARKET FUND

We have audited the accompanying financial statements of NIKKO MONEY MARKET FUND and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2013 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of NIKKO MONEY MARKET FUND and of each of its sub-funds as of December 31, 2013, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, April 10, 2014

Laurent Marx

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

公認の監査人報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

（複数のサブ・ファンドで構成される投資信託）の受益者各位

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の取締役会による任命を受けて、我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの、2014年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益・純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任範囲

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令および規則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任範囲

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」が採用している国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについて合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を得るための手続の実行が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクについての評価を含む公認の監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は、状況に適合する監査手続を立案するために、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制を考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性についての意見を表明する目的で行うものではない。

監査はまた、財務書類の全体的な表示に関する評価と共に、管理会社の取締役会により採用された会計方針の妥当性および行われた会計見積の合理性についての評価を含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であるものと確信する。

意見

我々は、財務書類は、2014年12月31日現在のニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令および規則に準拠して真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足情報は、上記基準に従った特定の監査手続の対象ではなく、我々の監査との関連においてのみ目を通した。従って、我々にかかる情報についての意見を表明するものではない。しかし、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

デロイト・オーディット

公認の監査法人

エリザベス・レイヤー、公認の監査人

パートナー

ルクセンブルグ、2015年4月27日

ノイドルフ通り 560

L-2220 ルクセンブルグ

ルクセンブルグ大公国

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Report of the réviseur d'entreprises agréé

To the Unitholders of
Nikko Money Market Fund
(Mutual investment fund with multiple sub-funds)

Following our appointment by the Board of Directors of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Management Company"), we have audited the accompanying financial statements of Nikko Money Market Fund and each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2014 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Money Market Fund and each of its sub-funds as of December 31, 2014, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Elisabeth Layer, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, April 27, 2015
560, rue de Neudorf
L-2220 Luxembourg
Grand-Duchy of Luxembourg

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2014年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2014年5月26日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[前へ](#)[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 26, 2014

KPMG Luxembourg S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)